

第121回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第2日)

令和7年6月10日(火曜日)

出席議員 (14名)	1番	大 村 隼	2番	森 脇 裕 和
	3番	幸 田 勝 治	4番	高 見 寛 治
	5番	大 内 将 広	6番	金 澤 孝 良
	7番	児 玉 雅 善	8番	加 古 原 瑞 樹
	9番	小 林 裕 和	10番	廣 利 一 志
	11番	岡 本 義 次	12番	山 本 幹 雄
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	千 種 和 英
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	東 口 和 弘	書 記	垣 内 克 巳
	書 記	坂 口 純 大		
説明のため出席 した者の職氏名 (20名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	江 見 秀 樹
	教 育 長	大 森 一 繁	総 務 課 長	笹 谷 一 博
	情報政策課長	時 政 典 孝	企画防災課長	大 下 順 世
	税 務 課 長	大 上 崇	住 民 課 長	福 岡 真 一 郎
	健康福祉課長	間 嶋 節 夫	高年介護課長	山 崎 二 郎
	農林振興課長	井 土 達 也	商工観光課長	諏 訪 弘
	建 設 課 長	平 井 誠 悟	上下水道課長	古 市 宏 和
	上 月 支 所 長	大 上 千 佳	南 光 支 所 長	豊 岡 敏 弘
	三日月支所長	稲 田 俊 美	会 計 課 長	森 田 和 樹
	教 育 課 長	三 浦 秀 忠	生涯学習課長	高 見 浩 樹
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

日程第1．一般質問

午前10時00分 開議

議長（千種和英君） おはようございます。

議員の皆様、また、当局の皆様には、おそろいで、ご出席を賜り、御苦勞さまでございます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
それでは、本日の日程に入ります。

日程第1．一般質問

議長（千種和英君） 日程第1は、一般質問であります。

8名の議員から質問の通告を受けておりますので、通告に基づき順次、議長より指名します。

まず、初めに、11番、岡本義次議員の発言を許可します。岡本義次議員。

〔11番 岡本義次君 登壇〕

11番（岡本義次君） 皆様、おはようございます。11番議席、岡本義次でございます。

梅雨に入り、朝から雨がたくさん降っております。集中豪雨だけは避けたいところでございます。

私は、今日、3件の一般質問をさせていただきます。

1件目は、佐用町の獣害対策と現状についてを、この場から、そして、2件目のさよさよサービス等地域交通の制度運用についてと、それから、笹ヶ丘荘北側上部の山桜・紅葉の植樹についての3件とさせていただきます。

まず、最初に、佐用町では大規模農家の方は各地区で何名かいらっしゃいますが、町内の農家は平均すれば2反から3反程度と言われております。小規模経営の方が多く、どの農家も獣害に苦慮されております。集落で柵など囲い込みをしているところもありますが、個人負担で鉄柵やのり網を設置し対応されているところも多いように感じます。

しかしながら、せっかく鉄柵やのり網を設置しても、地域によっては、猿が出て上から下から入り、野菜や果物が食べられる被害が頻発し、農家の方が困っておられます。先日も庵に行った時に住民の方から、10匹くらいの猿がやってきて、大根やカボチャ、ニンジン等を屋根の上で食べ、そして、屋根のとも詰まったりして困っているということを知りました。農業だけでなく、生活環境も脅かされていることは大きな問題です。

これらを踏まえて、次の点について質問いたします。

1、猿の被害について、町は現状をどの程度把握し、どのような対策を講じているのか。
また、昨年度の捕獲数は何匹つかまえましたか。

2、追い払ってもすぐに戻ってしまいう猿に対し、有効な手立ては考えられていないのか。

3、個人で設置する獣害対策の柵、網について、個別に補助ができないのか。

4、令和6年度に駆除した鹿、イノシシ、頭数及び処理にかかった経費は幾らかかった

のでしょうか。

5、鹿、イノシシ、猿以外にカワウ、シラサギ、アオサギ、ハクビシンとかアライグマ、ヌートリア等の被害はどれくらい出ているのか、お示しいただきたいと思います。

議長（千種和英君）

庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君）

皆様、改めまして、おはようございます。いよいよ梅雨に入りました。これから、しばらく、ジメジメと、本当に蒸し暑い、うっとうしい気候が続くわけがありますけれども、それぞれ、体調を崩さないように、健康に十分、お気をつけいただきたいと思います。

それでは、本日と明日にかけて、一般質問、8名の議員の皆さんから通告を受けております。今日明日、2日間にわたりまして、それぞれお答えをさせていただきますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず、最初、岡本議員からの質問にお答えさせていただきます。

まず、岡本議員、最初のご質問は、佐用町の獣害対策と現状についてということでございますが、佐用町においても、本当に、この獣害という問題につきましては、長年にわたる深刻な問題でありまして、議会での一般質問でも多くの議員の皆さんから、ほぼ毎回のように取り上げられております。

また、町といたしましても、皆さん、ご承知のとおり、毎年、多額の費用をかけて、被害防止対策に努めているところでございますけれども、被害が、なかなか減らないというのが現状であります。

ご答弁させていただきますけれども、残念ながら、毎回、それぞれのご質問にお答えをさせていただいているお答えと同じような答弁となってしまうことを、まず、ご了承いただきたいと思います。

それでは、ご質問1点目の猿の被害について、町は現状をどの程度把握し、どのような対策を講じているのかということについてでございますが、佐用町における猿の被害は、近年では、町北部の三河、石井、海内地域で多く発生をしております。最近では、奥金近や奥長谷、庵地区に多く出没し、農作物への被害をもたらしております。それが原因で耕作を辞めた人が、方がいらっしゃるという話も聞いておまして、町といたしましても、こうして獣害が、なかなか収まらず、さらに被害の地域が拡大しているというような状況の中、その対策のために、専任の地域おこし協力隊員を2名採用するなどして、その獣害対策を強化をしているところでございます。

猿の被害の多い地域では、佐用郡猟友会と農林振興課の職員とで構成する鳥獣被害対策実施隊に、新たに、地域おこし協力隊を加え、パトロールを強化し、爆竹や轟音玉による威嚇や追い払いの活動を継続的に行ったり、赤外線カメラやドローンを活用して、猿の侵入経路や出没状況の確認、追い払い活動なども行っております。

ただ、野生動物による農作物への被害を減らすためには、その集落が、その猿たち、動物たちにとって居心地が悪いところだということを認識させることが最も効果的であります。そのためには、集落ぐるみでの追い払い活動が大切となります。昨年、令和6年度には、9集落の住民の方に煙火消費保安手帳講習会を受けていただきまして、地域ぐるみでの追い払い活動を実践をしていただいております。複数の集落で協力し合っている例を申し上げますと、本年4月には、同時刻に3集落、海内・桑野・庵で、一斉に轟音玉をならし、広い地域で追い払い活動に努めていただいております。

また、昨年度の猿の捕獲頭数は、6月に海内地域で1頭を捕獲いたしましたが、なかなか猿というのは賢い動物で捕獲ができないのが現状でございます。

次に、2点目の追い払ってもすぐに戻ってきってしまう猿に対し、有効な手立ては考えられないかと、3点目の個人で設置する獣害対策の柵、網について、個別に補助ができないのかというご質問につきまして、それぞれ関連ございますので、併せてお答えをさせていただきます。

町では獣害柵設置事業の1つとして、猿に対しては、猿用の電気柵の材料費について、補助をさせていただいております。令和元年から三河地域や奥海、海内・桑野地区で、この事業により猿用電気柵を設置された農地には、それ以後、全く侵入をしておりませんので、この防護柵は、非常に効果が高いことが証明をされております。

この猿用電気柵は、畑作物を対象とするため、一筆からでも対応するようにしておりますが、面的に効果を発揮するために、申請は個人からではなく、集落単位で取りまとめいただいた上で、自治会長または、農会長からの申請をいただいております。

次に、4点目の令和6年度に駆除した鹿、イノシシの頭数及び処理にかかった経費ということについてでございますが、令和6年度、4月1日から10月31日までの有害捕獲期間については、鹿926頭、イノシシ97頭で、その捕獲に対する報奨金が1,478万4,000円、11月15日から3月15日までの狩猟期間には鹿1,703頭、イノシシ228頭で鹿捕獲の報奨金が1,192万1,000円でございます。合計で2,670万円の経費がかかっているということでございます。

最後に、5点目のカワウ、シラサギ、アオサギ、ハクビシン、アライグマ、ヌートリア等の被害についてということについてでございますが、これらの動物による農業共済への被害の報告はございませんが、過去に鳥類によるふん害の相談はございました。また、ブドウ園や野菜類を中心に栽培されている家庭菜園の畑では小動物による被害の相談が多くありまして、その都度、小型の捕獲檻を貸出しをし、有害捕獲の許可と併せてアドバイスもさせていただいております。ちなみに、令和6年度に小動物用の捕獲檻の貸出しが60件ございました。なお、近年においてアライグマの出没が確認されるようになり、今後の、また、このアライグマによる被害の拡大を懸念しているところでございます。

有害動物の個体数管理については、現在も佐用郡猟友会に協力していただきまして、農作物に被害を及ぼしている有害動物の駆除活動を、年間を通して取り組んでいただいております。

また、猿対策については、より効果的な対策を実施できるよう、兵庫県森林動物研究センターなどの専門機関の指導も得て、佐用郡猟友会や地域おこし協力隊と連携を図りながら、これを進めてまいっておりますので、今後とも被害防止のため、この有害動物の被害を軽減するために、あらゆる努力も続けていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、このご質問に対する答弁とさせていただきます。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） 今、町長からの答弁で、猿1匹、捕獲というんですか、したということございますけれど、それは、猿を殺傷した分なんですか。それとも、ただ、捕獲して、また、山へでも帰したとか、そこらへんの中身はどんなんでしょう。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） お答えいたします。

昨年度、捕獲しました1匹につきましては、殺処分ということでさせていただいております。

また、捕獲できて、雌が捕まれば、そこに発信機をつけまして、その行動パターンであったり、そういったものも調査したいというふうに考えてはおりますが、先ほど、町長申しましたとおり、なかなか捕獲できないので、その発信機なり調査ができないという現状がございます。以上です。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） 今日日、ドローンといういいものが発明されて、いろいろなところで、それを使われておるんですけど、ドローンで、どう言うんですか、麻酔銃みたいなものを猿に打ち込んで、そして、気絶させて、そういうふうな処分でもしていくというような方法は取れないのでしょうか。そこらへんは、どんなですか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） お答えいたしますが、なかなか、私も詳しくはないんですけど、おそらくドローンから、そういったものを発射するとすると、兵器になってしまいます。銃刀法の関係になるか、ちょっと、分かりませんが、そういったことは、この日本国では、今は、まず認められない狩猟方法だというふうに認識しておりますので、それは、現時点では実施することはできません。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） ドローン使って、ロシアとか、ウクライナでも、そういう戦争で、たくさん悪いほうに使われる。悪用されておりますけれど、国民に、そうやって被害を受ける、喜ばれているような格好では、国のほうも許可してもらわんと、それは確か、国交省とかいうようなことを聞いたんですけど、町長も永田町や国のほうへ、たびたび出かけていらっしゃるので、何回も何回も許可してくれるまで、どう言うんですか、嘆願いうのか、お願いをしていただきたらと思いますが、そこらへん、町長いかがですか。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君）

庵途町長。

町長（庵途典章君）

あのね、考えていただければ分かることだと思いますけれども、ドローンを使って、そういう麻醉銃を撃つとかいう、これ技術的にはできる可能性はありますけれども、今は、そういう操縦をしてできるような方も、多分、いらっしやらないと思います。

ただ、麻醉銃であっても、火薬を使うわけですよ。どっちにしても、やはり、火薬を使うようなものを、なかなか、日本の法律、今、課長が言いましたけれども、何ぼ、国交省だろうが、どこに話を行っても、そんなことを許可できる、日本の国の状態ではありません。

特に、ようやく、熊の捕獲、駆除について、ああして、なかなか、銃が使えない、そういう中で、北海道、特に、そういうところでは、住宅地の中に出て来た熊についても、本当に追い払うだけみたいなことで、対策ができない状況だったんですけれども、ようやく法律で、そうしたところも安全を確認して、それが、その自治体の長が指示をして、銃を使っても可能だというような法律改正が、この間ありましたよね。そういうことが、報道がありました。

そのことも長年にわたって、そういう使用ができるようにしてもらわないと、本当に人命に、危害を及ぼす、人に及ぼす、そうした被害を防ぐことができないということを、ずっと私たちも、いろんなところで話をしてきました。それで、ようやく法律が、そういう程度の改正です。それも全面的に、簡単に使えるわけじゃないんです。やっぱり警察官がいて、そういう安全確認というのは全てして、それによって、ようやく、そうした場合には、特別に許可を出すというようなことですからね、そんな、今、まあまあ、あと将来、10年、20年先は分かりませんが、今、そんなことが、幾ら私が、そんなことを、話をしても、できないようなことは、それはもう十分、分かっていたきたいと思います。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君）

岡本義次議員。

11 番（岡本義次君）

まあ、実際、どう言うんですか、農家の方が脅かされて、生活ができないような状態であるのであれば、次々とつくっても食べられてしまう。もう辞めたいと、しんどいと。こういうふうになっております。

ですから、やはり、猟友会の方が、鉄砲でだったら追い払うことが、今、町長がおっしゃったように、熊とか、そういう、この前、テレビとか新聞にも出ていましたけれど、イノシシが街へ出てきて、学校へ入って、警察の方や猟友会が鉄砲を持って追いかけまわしてやっておるのを見たんですけれど、そういうふうなことで、実際、危ないことであれば、処理するということであれば、やっぱりやってほしいと、このように思います。

もう、やってくれんのだったら、やってくれるまで言うたらええんですよ。みんな、困っておるんやもん。

それが、もう、やっぱり、国民を守る、国民の立場に立ってやっていくということが、我々の行政の仕事でしょう。そういうことやらんとあかんですよ。うん。

ですから、私はね、この前も、猿でも、追い払ったら、追い払った時だけ山へ逃げるといことを言われています。猟友会の方が、猿は賢いですから、上からも下からも網をくぐってでも飛び越えてきますからね。この前、海内の方、屋根の上へ飛んで上がって、その食べたやつを、屋根から、こう言うんですか、投げ込んで、といも何も詰まってもとんじやいうことで、困っておりましたけれど、そういうことだけじゃなくて、やっぱり、本

当に、農家の方がやる気がなくなって、どんどん作るんも辞めてしまおかというような状態になっておる以上は、やっぱり、もっともっと真剣に考えて、鉄砲で追い払って、近くでは、民家の何メートル以内ででは、撃つことができんとか言われておりますけれど、そこらへんは、ある程度、改正してでも、やっぱり鉄砲撃ってでも、猿も対処せんと、要するに、猿も鹿も、イノシシにしても増えすぎておるんですよ。今、状態がね。

ですから、やっぱり、増えておる以上は、何ぼかは、間引くというのか、少なくせんと、農家の方が、余計、農家を、いい田んぼやほ場整備したところでも、作らなくなれば、草ぼうぼうになって、そういうような佐用町は、我々としても見たくありません。ですから、頑張っ、て、そういうようなことをやっていただくように、お願いしたいと思います。

それは、町長は、今の状態では、なかなかできんということでございますけれど、できるまで、頑張っ、てやらんとあかんと思います。ですから、そこらへんだけ、私、強く申し上げておきます。

そこらへんについて、もし何か、農林振興課長、あれば。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 獣害対策に関しましては、今でも、ほかの自治体と比較していただいても、かなり手厚く対応させていただいているというふうに考えております。

特に、獣害柵に関しましては、毎年、ここ最近、2,500万円の予算措置をさせていただいて、それでも賄いきれないところがございますけれども、その中で優先順位をつけさせていただきながら、地元のほうで対応させていただいております。

猿の対策につきましても、先ほど、町長の答弁でもありましたとおり、猿用の電気柵をすれば、そこには絶対入っておりません。なので、それだけ効果が高いんです。そういう制度もご準備しておりますので、やられた、やられただけではなくって、やっぱり自分で守るということもしていただきたい。

それと、猿が居心地がいいから、そこに出てくるんですね。餌もあるし。

例えば、野菜くずなんかを、そのまま放置しておく、と、それ餌づけしているのと一緒にするんですね。なので、そういったことから、配慮させていただいて、侵入を防ぐという対策をしていただく、我々ばかりするのではなくって、当然、農家さん自体も努力していただいて、我々もできる限りの助成なりという形になりますけれども、お手伝いをさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） 私は、テクノへでも行って、自動車、時たま走るんですけど、テクノほうは、昼のあそこらへんは、駆け込み寺というんか、鹿が昼の日中から走っています。そして、笹ヶ丘荘とか天文台、そういうようなところは、やはり鹿が逃げ込んで、なかなかそこでは、鉄砲撃つようなことができませんので、入っておりますんです。

ですから、そこらへんは、できないところは、危ないということで鉄砲の禁止されておりますけれども、やっぱり、今、農林振興課長言われた電気柵の上の分は、猿が、ちょっと、

なかなか入って来ないと、そういう方に、ほな補助は、もう何ぼかして、個人的にでもしてあげるんですか。そこらへんはどうです。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） 町長の答弁と重複いたしますけれど、猿用の電気柵につきましては、やっぱり畑の作物、畑作物を守ることが中心になってまいりますので、団地で囲うことができない。2枚、3枚を一緒に囲うことができないので、1筆単位で囲っていただく。それに対しては、ほかのワイヤーメッシュであったり、通常の電気柵と同じように補助制度を設けておりますので、そちらをご活用いただけるようにさせていただいております。

ただ、これを個人で申請いただくようにしてしまいますと、ある方がした。隣の方は知らないのやっていないとなると、被害が、そこに集中してきますよね。そういった意味で、地域、農会であったり、自治会の中でご相談いただいて、一緒に申請していただきたいという趣旨でございます。以上です。

〔町長「幾ら補助していたか」と呼ぶ〕

農林振興課長（井土達也君） 補助率に関しましては、85%。材料費の85%について、補助させていただきます。以上です。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） 村挙げて、私とこの円光寺も、きれいに囲い込んでいただいて、そういう囲い込んだ中では、入って行くことができません。秋里とか小赤松なんかもやっておるということを聞きました。そうやって集团的にやる場合は、そうやって囲んだら、鹿も入ることができないんですけど、そのしていないところ、今言う、課長が言われた、個人的にも85%の補助を単独の人でも、個人でもしてもらえるんやね。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） あの、先ほど、申しましたとおり、個人での申請は受け付けておりませんので、農会なり、

町長（庵逄典章君） 直接、よく分かるように、そういう方が困っておられるんですから、今、課長が言っているように、個人での申請だけでは、受付、逆に、そういう近所、隣のいろんな人の関係もあるので、自治会長なり農会長から申請をいただいておりますけども、結果的には、その個人の畑、その作物を守るために助成をしているわけですから、どちらにしても、町は85%の材料費、これだけのたくさんの公立の助成をしている、この自治体

は、近隣にはございません。

でも、それだけ、やっぱり皆さんが困っておられるということは、私たちも十分に分かっておりますので、今、岡本議員が、ずっと言われますけども、そのことは、私らも十分、理解をしているところです。それに対して、少しでも、皆さんの、そういう状況を改善するために、いろんな捕獲をしながら、捕獲でできないものは、少なくとも、それ守るための、そうした電気柵、金網、そして、猿は猿用のもの、こういうものに対して、それだけの助成をさせていただいているということ、これはご理解いただきたいと思います。

でも、それでも、なかなか、被害が少なくなるという現状、ですから、今、協力隊員、昨年から2名も、私とこは専任、有害対策専任として、協力隊の採用もして、その人たちも被害があれば、すぐに飛んで行って、その地域で、やっぱり、先ほど言いました、答弁しましたような、動物に対して、やっぱり基本的には、追い払って、その地域に出でこないように、まず、するということ。そういうことの、そういう対策も進めているという、それだけの努力はしているということについては、それは、十分、ご認識いただきたいと思います。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） それだけ、佐用の方が被害が多いということで、町長が、よそより十分やっておるということをおっしゃったんですけれど、それは、そういう格好の中で、皆さんが困っておることの中で、対応されておるということはいいいことだと思います。

そして、その自治会長や農会長を通じて、その 85%の補助ということで、その品物については、どんなんですか。役場が、その分を、足らない分、取り寄せてくれるん。それとも、個人が、そのやつを持って、アグロカコメリへでも行くん？そこらへんは、どんなん。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） はい、お答えいたします。

材料につきましては、それぞれ申請者の方、設置されようとされる方で、ご準備をいただいています。

販売しているところ、町内にも多数箇所ございますので、農家の方は、皆さん、よくご存じなので、そこで調達していただいております。以上です。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） まあ、なかなかね、一足飛びにはいきませんが、難しい問題ではございますけれど、日々、そうやって作っておられる方は、脅かされて、被害を受けておるということで、努力はしていただきたい。続けて、やっていただきたいと思います。このことについては、以上といたします。

2 件目のさよさよサービス等地域交通の制度運用について。

先日、町内の数名の方から、亡くなられた主人が、生前にさよさよサービスの利用券やタクシー助成券を買い置きしていたが、残った券を、妻とか子供さんとか、なぜ使えないのかという質問を、3人、4人の方に聞きました。その理由と制度の運用について質問します。

1、他人が使うわけでもないのに、残された家族が使えないのはどうしてなのか。使えられるように、柔軟に運営すべきではないのでしょうか。

2つ、未利用分の残額を返金することもできないのか。

この2つについて、お伺いいたします。

議長（千種和英君）

庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君）

それでは、岡本議員からのさよさよサービス等地域交通の制度運用についてのご質問にお答えさせていただきます。

こうした、さよさよサービスについての地域交通、ご質問、次々と、それぞれの議員からもご質問、たびたびいただいております、ご答弁させていただいておりますけれども、まず、佐用町で行っております外出支援サービス、これは、さよさよサービスというデマンド式の交通サービスとコミュニティバス、それから、タクシーの運賃助成、こうした3つの柱で、佐用町内全域についての公共交通としての支援、交通弱者への支援事業、これをずっと、これまで、今は展開しているところであります。

町内にお住まいの方に対して、タクシー運賃助成、これは65歳以上の方や障害者手帳をお持ちの方を対象としております。また、さよさよサービスについては、町内在住であれば、どなたでもご利用いただける制度というふうになっております。いずれも、町内での日常生活に必要な移動を支援する目的で実施をしているところでございます。

この3つの制度が、やはり並び立つように、それぞれの制度を補完しながら、この制度を持続的に運用できるようにということで、制度をつくっておりますので、そこを、まず、具体的にご理解をいただきたいと思います。

まず、ご質問の1点目で、そうした他人が使うわけでもないのに、残された家族が使えないのはどうしてなのかということでございますけれども、これも、そうした使っていただくのに、利用していただくための利用券というのを、まず、購入していただいて、それによって、利用していただくわけでありまして。確かに、途中で、10枚つづりとかという形になっていますから、その場合によって、何枚か残る場合があるかと思いますが、しかし、これはあくまでも、福祉事業として、町として、多くの公費、多額の公費を投入して、利用していただく方には、できるだけ負担のない、安く使っていただくということを目的で実施しておりますので、そういう点で、あと残されたもの、残ったものについては、返金するというようなことについては、ご容赦いただきたいということで、皆さんに、ご理解を、これまでいただいて、運用をしてきたところであります。

まず、そういう、利用券の残ったもの、これに返金をしてくださいというこの制度になりますと、少なくとも、それぞれの担当課、担当においても、これの公金、やはり、幾ら少ない金額であっても公金の取扱いということになりますので、これの手続き、それぞれ本人の確認、そういう、そうして亡くなられた方との関係、こういうものも確認をするとか、そういう非常に事務的な手間も非常にかかるということも1つの要因だと、返金ができない、それは、ご容赦いただきたいということへの原因でもございます。

もう一度、現在の利用券について、ご説明をさせていただいておりますけれども、具体的

には、さよさよサービスの利用券というのは、高齢者の場合に1冊10枚セットというふうになっているのは、ご存じのとおりです。これが3,000円で使っていただく。だから1回当たり300円の利用料をいただいているということでもあります。

ただ、先ほど、言いましたように、1回300円で、町内どこでも乗れるということは、利用していただく皆さんにとっては、これは非常に安価な安い費用で利用いただいているという、これは町にとって、福祉サービスとしての大きな、そういう観点からの制度であるということ、このことを利用していただいている方もご認識をいただいていると思います。

それから、タクシー運賃助成券については、1冊が1,000円。ただ、この1,000円ですべて使ってくださいなんですけれども、あとは半額なり、制度として遠く乗られても2,000円までの助成をしているということで、1回は100円の利用をするときの基本の利用料と同時に、タクシー助成として半額助成を基本にやっているということでもあります。

ただ、そういうものも、たくさん買われても、確かに、そうして、途中、体調が悪くなったり、もう使われなくなるという可能性もありますので、そういうことも含めて、1冊1,000円ですから、2冊買われても2,000円です。だから何回か使われれば、それで、本来の何もない時と比べていただければ、それだけの負担、利用の軽減はさせていただいているということになるんですけれども、それでも残るということが、当然、ありますので、1回購入していただくのは2冊までという形にして、そして、その都度、なくなった時に、また、再度、購入をいただくという形を取っておりまして、そうした未使用分が発生しても、負担が大きくならないような配慮ということはさせていただいているところです。

それから、利用券というのは、先ほど言いましたように、個人の方、その方に対しての福祉サービスですから、これを譲渡したり、貸与したり、転売したり、当然ですけれども、これはできないと。

それから、先ほど言いましたように、もともと低額で利用し、多くの公金、みんなのお金、税金を投入して運用をしているわけですから、そうした少し残された券については、返金をするようなことはできませんということを、ちゃんと最初に説明をして、それで、購入をしていただいておりますので、そういうことは、利用者の方にも、当然、私は、ご理解もいただいた上で、利用していただいているものというふうに判断をしております。

この制度を、円滑にこれからも運用をしていくために、ご利用いただいている方にも、そういう点も含めて、十分に、さらにご理解をいただきながら、ご利用をいただければと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上です。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君）

岡本義次議員。

11 番（岡本義次君）

さよさよサービスが、町内全域に向かって走って行って、皆さんが、あちら、役場へ行ったり、そして、銀行へ行ったり、また、買い物、マックスバリュとか行かれる、喜ばれておるということは、十分認識はしております。

しかし、この今、町長言われたように、そういう公金の扱いですので、払い戻しはできないということを言われておるんですけれども、これ、私に言わしたら、もう時代、遅れてもとんや。それについて行っておらん。役場が。それぐらいのこと、やっぱり、家族がするんだったら、もう、それ使ってもろたらええんですよ。何も悪いことするんじゃないから。そういうことで、やっぱり、もう、そこまでやって行かんと、役場は、こういうこと、いつまでも、それ使えません。もう初めに説明しています。そういうことだけじゃあかんと。

やっぱり、その家族の方も、旦那さんが亡くなって、奥さんなり、子供でも、悪いこと、ほかのことに、ほかの人に売るとか、そういうことしませんので、それは、当然、使わせてやるべきなんです。そういうこともできんいうこと、大してできていない。あかん。こんなこと。うん。もっと、考えてください。

もう、考えてください。もう絶対、考えられん言うんだったら、私も、また、次の会も出します。

〔副町長 挙手〕

議長（千種和英君） 江見副町長。

副町長（江見秀樹君） 少し、ちょっと、論点がずれて、かみ合っていないような気がいたします。

先ほど、町長も答弁させていただいたとおり、基本として、もともと低額の福祉サービスとして、このサービスをご利用いただいているということが大前提にありますので、また、販売の時にも、そういうご理解をいただいて、冊数制限も、タクシーについては、冊数制限もして、販売をさせていただいておりますので、まず、その大前提のところを、分かった上で、サービスをご利用いただきたい。これ、当然、このサービスを運営するために、相当、やはり、町の費用、当然、皆さんからの税金ですけれども、これを運営するために使わせていただいております。これ、皆さんの負担でさせていただいておりますので、まずは、そこの大前提の部分をご理解いただいた上で、適正にご利用いただきたいという趣旨でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。以上です。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） 私ら、それは十分、皆さんが、助け合うという意味で、こういう制度をつくって、喜ばれて利用されておりますけれども、やっぱり、そういう金額を、私も、それは少ないのは分かっておりますけれども、その金額云々じゃなくって、やはり、よその人に使わすというんじゃなくって、家族の妻であり、子供が使うのであれば、こんなもう、※※※※※※※、※※※※※※※。使わせんというのはね。そこらへんまで、思っていますので、もし、次の時まで、また、考えてくださいよ。せなんたら、また、次も、私、質問しますわ。うん。こんなこっちゃあかんということで、この分については、もし、何かあったら、言うてもろてもええし、なかったら次の分に入ります。

議長（千種和英君） 答弁ありますか。

町長（庵逄典章君） ない。

議長（千種和英君） ないですか。答弁なしで大丈夫ですか。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） 答弁、ほな、まあ、次、してもろたら、次の会出しませんけれど、次の会まで出なんたら、また、言います。もう時代遅れになってもとんや。本間に。

笹ヶ丘荘北側上部の山桜・紅葉の植樹についてということで、質問させていただきます。

山桜は 300 年、紅葉は 400 年にわたり、花や鮮やかな色彩を楽しませてくれます。今年、お正月元旦から 2 日、3 日とボランティアで 20 人が 10 人、5 人と減って行きましたが、3 月いっぱいかかって、植樹にかかりました。こんな仕事は、なかなかできない。崇高なことでございますので、人目につく駐車場の上部の斜面に記念碑でも残したいと思いますが、当局に申し入れましたが、当局からは駐車場から、さらに上の所で、実際に植えた場所にしてほしいという申し入れもありました。

当初、江見副町長と総務課長は、邪魔にならんとこであれば、笹ヶ丘荘と相談して、してもらってもいいんじゃないですかと言われたんですけど、何か、町長が、やはり、その笹ヶ丘荘の駐車場から下の分の桜については、佐用町が植えたので、それらも同じように思われたらあかんで、ちょっと、待ったということで、待ったがかかっております。

しかし、メンバーが頑張っておりますので、私たちは、笹ヶ丘が 3,000 万円ほど赤字だし、今年は 5,000 万円繰入れしておるんですよ。そういうことを、少しでもお客さんが増えて、土産、そして食事、そしてお風呂、そういうお泊りの人でも来てくれたらいう思いで頑張っておるのに、そういう、ちょっとのことで待ったをかけるということは、私は、ちょっと憤慨しておる。

また、記念碑の設置によって、圏内の樹木全てがボランティアが植樹したと勘違いされることはいうことでされているのなら、駐車場付近から下は、佐用町が桜を植樹しましたと一筆入れることによって、それを OK してもらいうことはできないのでしょうか。ここで強く申し上げます。

議長（千種和英君） 庵迓町長。

〔町長 庵迓典章君 登壇〕

町長（庵迓典章君） それでは、笹ヶ丘荘北側上部の山桜・紅葉の植樹ということで、そこに植樹したという記念碑を、石の記念碑をつくりたいという申出があったということであります。そのことについて、私の考え方を答弁させていただきます。

笹ヶ丘公園には、現在、850 本余りの桜が植樹されておりまして、これは岡本議員おっしゃるように、ちょっと、どういうふうに言われているのか、私は、理解できなかったんですけども、駐車場から下だけじゃないんです。笹ヶ丘のかなり上のほうまで、一帯に、あの広いところに、昔、800 本余りの桜が植樹されております。

やはり、町内、たくさん、桜、いろんなところに咲いておりますけれども、あれだけ、まとまって春、その桜が見れる、そういう場所というのは、本当に、佐用町にとっては、桜の名所と言っても過言ではないと思います。

ということで、春には、町内だけではなく、町外からも、この桜を見に来ていただいたりして、町としても、この春、桜の頃の祭りということで、例年、佐用町桜まつり、これを開催をさせていただきまして、町民の皆さんの憩いの場所として、遊園地もドームもあったりして、子供たちも来て、親しんでいただいているところであります。

これらの、今、咲いている桜というのは、旧上月町の時に、当然、これ何十年もなっていますけれども、この笹ヶ丘公園の整備をされた際に、あそこ将来、今のような公園に、桜の名所にしようという思いで、皆さんが、努力して植栽をされたところだというふうに、

私は、思っております。

ただ、やはり、桜も寿命がありますから、また、土地も、あそこも、いろんな桜に適していないような場所もあって、たくさんの木が、次々と枯れたりして、伐採をして、整理をしたりもしてきておりますし、また、そういうところに、新たに、新しい桜の苗木を、これ合併してから、当然、最近、5、6年前ぐらいですか、ずっと毎年、職員が30本ぐらいずつ、鹿の囲いもしながら、桜を植栽、植樹しながら、町民みんなの、やはり公園という思い、みんなの財産ですから、そういう思いで、この維持管理に、ずっと努めてきているというところでございます。

そのような状況の中で、岡本議員をはじめ、有志の方々によって、そうした桜や紅葉、それを、植栽をしていただく、それは、非常に私は感謝申し上げたいと思います。なかなか、そうしたボランティアで、皆さんで、そういう木を植えようということは、後の管理も要りますからね、植えたままでは、そんなにすぐに大きくなるわけではありませんで、そういうことも含めて、植栽、植樹していただいたものと思っておりますので、それは、本当に、ありがたいという思いで、感謝を申し上げたいと思います。

しかし、先ほど、申しましたように、現在の笹ヶ丘のあの桜、佐用町の桜の名所というものは、誰が植えた、誰が育てたというのではなくって、町民みんなのものとして、みんなで旧町でみんな植えて、その後も管理してきた桜であります。多くのそうした先人の方の努力、努力によって、現在の笹ヶ丘公園というのがあるわけでありまして、そういう思いで、町民のみんなの私は宝、みんなの財産だというふうに申し上げているところであります。今回、岡本議員が有志の方と笹ヶ丘公園の、かなり上のほうですよ。そこに何本植えていただいたのか、正確には、私は存じ上げておりませんが、桜が30本、40本ぐらい植えていただいたんでしょうか。まあまあ、そういうところで、自分たちが植えた思いで、そこに記念碑をつくりたいんだという申出を受けたということを知りました。

ただ、その記念碑を、駐車場の笹ヶ丘公園の真ん中につくるんだということを知りましたのでね、それは、ちょっと、意味が違うのではないかと。

笹ヶ丘公園は、先ほど言いましたように、長年にわたって、みんなで育ててきたものであり、それを、駐車場があるところというのは、笹ヶ丘公園の真ん中です。そういうところに植えたということを記念する目的で記念碑をつくられるということは、全体が皆さんで、その800本ある中で、大部分がボランティアで皆さんで植えていただいたものであれば、当然、そういうことが記念として残されるということも必要かと思いますが、その上のほうに植えられたものを、その場所と全然離れたところ、そういうところに、その記念碑をつくられるというのは、こうした植樹された時の記念碑、どこに行っても、記念碑というものがつくられているのは、あまり見たことがないんですけれども、つくりましたという、そうした立て看とか、そういう杭が打たれたりすることはあります。

それにしても、その場所につくられるというのが、これが、当然ではないかなというふうに思いましたので、その場所では、それは、植えられた、記念碑をつくられる意味が通じないんじゃないかと、だから、植えられたところにつくっていただければいいのであれば、つくっていただければいいんじゃないかということを、担当のほうには、私は、申し上げたところです。

私は、それは、皆さん方の理解は、そういう筋は通させていただいたというふうに思っておりますので、ぜひ、そこが全然、山の上のてっぺんで、石を持って上がれないようなところではないので、道もありますから、そこに、そういう思いを持っておられるのであれば、それをつくって、そういう場所につくっていただければいいかなというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） 普通の平地に植えた吉野とかの桜は、30 年ほどすれば白カビ等が生えて、そして、朽ち果てていきます。

しかし、山桜とか、そういう高いところに植えれば、350 年とか 400 年は、何も別に、そんだけ養生せんでも、自分の力で大きくなっていくっていきます。

確か、昔、35、36 年前に、私のおやじが生きておる時とか、子供が、まだ小さい小学校の時に、みんなと呼び掛けて桜を一緒に植えたことを記憶しておりますけれど、しかし、私は、この間も、山桜は 35 本、紅葉 60 本ほど植えさせてもらいましたけれど、町長は植えたところに設置したらどがいですかということなんですけれど、今、笹ヶ丘荘が建っておる本体の東になるのか、北東いうのかね、そのところからずっと植えて上がっております。ですから、そして、くるみの家とか、どんぐりの家とかいう木造の建っておりますが、その上にも、ずっと、そこからも植えて行っております。

仮に、町長が、今、言われるように、町長が盛んに、木を植えるようにしていращやいますけれど、町長、ほな、山の上へ町長が植えたって、記念碑でも立てられるんですか。私は、そういう山の上へ立てるんだったら、やめておきなはれと、何で下へ建てんのんですかと、反対しますよ。うん。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 私は、そうした木を植えたり、植樹する。これは、そういう植えて、そんな記念碑を建てるような気持ちは、一切ありません。誰が、将来、何十年も先、今言われるように、100 年、200 年先も、それは木は大きくなっておるかもしれませんが、その時の人たちが利用できたり、見ていただければいいのであって、そんな記念碑を建てるような思いというのは一切ありませんので。はい。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） まあ、こういうことは、なかなかできない崇高なことでございますので、何とか、植えておる人が、ボランティアの方が 20 人が 10 人になり、5 人になって、斜面のきつい、こういう平坦な地であれば、1 人ででも植えることができますが、斜面のところは、誰かが支えて、網を張るにしても、植えるにしても、よっぽど足腰を踏ん張っておかないとできないような状態のところ植えたということで、皆さんの感謝を思って、相談して、駐車場の真ん中へいうようなこと、私、言うてませんよ。駐車場から上の斜面の邪魔にならないところに、少し、置かせてくれないですかということを申し上げたのであって、町長が言われた真ん中というようなことは、誰が言われたのか知らんけど、間違っております。それは。うん。

ですから、やっぱり、そういうことを、ちょっとでも先立って、記念に残したいなという気持ちで、我々有志 20 人が 10 人になり、5 人になりましたけれど、そういうメンバー

と相談した上で、そう話ただけでございますので、邪魔にならんとこであれば、別に駐車場の上の斜面の邪魔にならないところだったら OK していただいてもええんじゃないかと思うんですけど、そこらへんは、やっぱり駄目なんですか。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） そうした、木を植えて、みんなで育てて、本当に、木というのは、自分が亡くなった後も、何十年先、そこに桜が咲いたり、紅葉になったり、山というのは、そういうもの、自然の美しさ、こういうものを、その時代、その時代の人たちが楽しんでもいただくという思い、私は、それでいいのではないかなと。だから、それを残しておきたいということであればね、やはり、それは、その人たちの思いというのはそれぞれです。ですから、その植えられたところに、こういうこの木は、自分たちが植えたんだという思いを残していただければと思いますけれどもね。

先ほど、駐車場の真ん中なんて、私も言っていないから、駐車場は、あそこの公園の真ん中にあるんです。だから、そのぐりりは、みんな、何十年も前から植えた木がいっぱいあるんです。今も、それをみんなが楽しんでいるんですよ。

そこに、新たに、そういう記念碑という、これ植えましたというような記念碑がつけられると、見た人も、何か分からないでしょ。

それは、やっぱり、もんな、そこら新しく、あそこが 800 本、以前に植えられた時に、その時に、そういう植樹をみんなですて、この公園をつくったんだという記念碑なら分かるんですよ。

今、大部分は、笹ヶ丘、何十年も前に、皆さんが植えていただいて、そして、その後も、町としても、次々と植栽、補植をして、今の形で管理をしてきたところです。あの公園そのものが。

そこに、新たに、山桜なり、それを植えていただいたというのは、非常に長いこれから、中で、どれだけ育っていくのか、山桜も確かにソメイヨシノに比べれば、非常に寿命が長いということ分かります。今、笹ヶ丘の上のほうもそうだと思うんですけども、自然に山桜が、ものすごく増えています。非常に勢いのある木です。ですから、それが、どれぐらいの範囲で植えていただいているのか分かりませんが、やっぱり皆さんが、その当時、令和 6 年、この時に、みんなで植えたんですよということを、みんなの仲間として残したいと言われるのであれば、植えられたところに残していただくのが、これが適切ではないかなということを申し上げているのでね、そこにつくっていただければと思いますけど。はい。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） まあ、そら、私は、こういう年ですから、いつまでも頂上まで、浅瀬山城という城があって、その城の登る道の上下に、やっぱり、そういう山桜とか紅葉を、ずっと植えてきたいと、こういう気持ちは持っておりますけれど、体力的には、私も、そんなに、いつまでもできないと思いますけれど、やっぱり、こういうことは、なかなかできないんじゃないかと思います。そこらへんが、やはり、山の雑木的なものを、ひとりで

に、どんどん大きくなっていっていますので、そこらへんが、どれだけ、雑木の間、間に植えていくということも大変難しいことだと思います。

しかし、今、町長言われたように、笹ヶ丘荘の下の桜については、佐用町が植えましたという一筆も入れておけば、別に、その分、邪魔にならない広場の斜面の邪魔にならないところだったらどんなんですかということを聞いておるんですけど、それも駄目なんですか。再度、お伺いいたします。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） これが、最後の答弁とさせていただきますけれども、今、おっしゃる場所が、多分、あの上の駐車場、ドームの手前のところの駐車場の斜面だということだと思うんですけどね、駐車場には邪魔にはならない。

ただ、そういう、あの駐車場の上にも、桜はずっと、以前から植えられて、その全体が笹ヶ丘公園、桜の名所になっているわけですから、ですから、岡本議員やボランティアの方、どなたか存じ上げませんけれども、その方たちが、今、植えていただいたところに、そこまで、別に、トップカーも上がる場所ですから、別に建てられないところに建ててくださいということ、私も逆に言っているわけじゃないので、どうして、その場所につくられるのか、そこに拘られるのか、そこを、私は、なかなか理解できません。

本来、自分たちが思いを込めてつくった木の一番中心、そういうところに、その場所を、そういうものをつくられるというのが、私は、本来の意味があるのではないかと思いますので、私は、そこに建てていただければ、どうぞ建てていただければということを申し上げておりますので、どうぞ、そこは判断してください。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） 今、町長、言われたように、大部分は佐用町が当然、町の金を使って植えたということでございますんですが、そういう桜については、町が全体的に植えましたということ、そのやつの中にも入れさせてもらって、邪魔にならない斜面のところには、やっぱり、駄目なんですかね。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） まあまあ、質問がございますから答えますけれども、そういうことまで、書いてまでつくる意味が、私は分からないんです。

何かの、昔の由来とか縁起とか、細かく、昔何十年前に、ここは桜公園でして、町が公園整備のために桜の名所を目指してつくりましたと、そういうことを、やっぱり、私は、残す必要性はないと思うので。はい。

だから、岡本議員が、そういう、わざわざ断り書きまで書いてまで、そこにつくられるという意味が分からない。はい。

〔岡本君 挙手〕

議長（千種和英君） 岡本義次議員。

11 番（岡本義次君） 植えたメンバーとも、また、再度、相談はしてみます。

皆さん、中でヘラヘラ笑っておる人もありましたけれど、あなたたちも1本でも植えたんですか。実際、金出して、税金出して、植えさせておるんでしょう。そんなこと、ヘラヘラ笑っておったらあかんで。うん。ようならん。

ということで、この質問については、終わりといたします。ありがとうございました。

議長（千種和英君） 岡本義次議員の発言は終わりました。

続いて、4 番、高見寛治議員の発言を許可します。高見寛治議員。

〔4 番 高見寛治君 登壇〕

4 番（高見寛治君） 議席番号4 番、高見寛治でございます。

今回の私の一般質問は1 点です。通告書に基づき、質問をさせていただきます。

この席からは、これからの生涯学習の進行について質問させていただき、再質問については、所定の席から質問をさせていただきます。

令和4 年3 月策定の佐用町第2 次総合計画後期基本計画、令和4 年から8 年度の第3 節、佐用を担う人を育て自己実現を支えるの2、生涯学習の振興の現状と課題の中で、「生涯学習」とは、一般的に人々が生涯に行うあらゆる学習、つまり学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動など、多岐にわたる機会で行う学習の意味で使用され、また、だれもが生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される社会を指して「生涯学習社会」という言葉も用いられると説明されています。

そして、趣味や地域活動への参加など、学習内容に対する要求が高度化かつ多様化し、高度な情報化、少子高齢化の進展、人口減少社会の到来など、社会情勢も変化する中、複雑化する地域課題に向き合い、学習を通じた解決を図るまちづくりの推進と、人生100 年時代の到来に対応した生涯学習社会の構築が重要だと課題を提起され、施策の方針では、生涯学習は、学校や地域社会の組織的な学習活動のほか、個人が趣味やスポーツ・レクリエーションを通じ、新たな知識の習得や人の輪を広げる活動です。また、まちづくりは「ひとづくり」であり、生涯学習はその基盤となる重要な役割を担っており、心豊かな地域社会を築くためには欠かせない取組とされています。そのため、他部局や関係機関と連携を深め、多様なテーマや課題の学習を推進し地域づくりにつなげ、生涯学習活動を推進しますと方針を示されています。

社会活動に大きな影響を与えた新型コロナウイルス感染症から6 年が経過した今年度は、合併20 周年、縮充のまちづくり、コミュニティスクールなど、生涯学習の振興に関する事業も予定をされています。

そこで、次のことについてお伺いします。

生涯学習を通じた団体育成やコミュニティ、地域づくりの推進状況は。

各年代に応じた各種講座の実施状況は。

活動団体・グループへの支援状況は。

以上、よろしくお願いいたします。

議長（千種和英君）

庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君）

それでは、高見議員からの、「これからの生涯学習の振興について」の、ご質問にお答えさせていただきます。

佐用町が進めております「住民と行政の協働のまちづくり」には、生涯学習の理念が重要であり、人づくり・地域づくり・まちづくりに直結しているものと考えております。

その点を踏まえまして、まず、1点目の生涯学習を通じた団体育成やコミュニティ、地域づくりの状況について、お答えをさせていただきます。

生涯学習課では文化・スポーツ・人権など様々な分野において生涯学習事業を展開しております。

団体育成の面では文化協会においては毎年、会報誌「文化の輪」を発行し、文化行事の報告とともに各団体の活動内容を紹介し、入会を促しております。

また、スポーツにおいても部員募集チラシを作成し配布しているほか、小学生向けに佐用チャンネルにおいて募集動画の放映も行っております。

コミュニティ・地域づくりの推進状況については、レクリエーションスポーツであるペタンの大会を毎年開催しておりますが、集落による参加が多数を占めており、地域コミュニティ活動として定着した傾向にあります。

また、地域で行う生涯学習事業として、人権映画会を開催しており、一昨年は長谷地域づくり協議会で、また、昨年度は三日月地域づくり協議会において開催し、好評をいただいているところでございます。本年度も引き続き実施予定としておりまして、地域における人権意識の共有、高揚が図られるものと思われま。

各自治会等に向けても「人権啓発 DVD」「レクリエーションスポーツ用品」の貸出しや体験会などを行っており、積極的なご活用を自治会長会でもお願いをしているところであります。

次に、2点目の各年代に応じた各種講座の実施状況でございますが、まず、幼児期ですが、近年、小中学生の体幹の弱さが指摘されることから「幼児の体育」を各保育園・幼稚園において5月・10月・1月に実施いたしております。

学童期においては、年間を通して「子ども体験くらぶ」を実施しており、令和5年度において12講座、令和6年度には13講座と、事業として定着をいたしています。

壮年期は、独身の男女に向けた講座として、令和5年度には「自信アップ」セミナー、本年度には「婚活アドバイザーに聞くイマドキの結婚事情」セミナーを企画防災課と共催で開催をいたしたところでございます。

その他、女性のための働き方セミナー、また、男性の料理教室、高年大学一般教養講座なども実施いたしております。

次に、3点目の活動団体・グループへの支援の状況でございますが、町から補助金・助成金を交付しております団体は、社会教育・文化団体では「佐用町文化協会」「佐用郡美術協会」「ホールスタッフ協会」「手作り文化スタッフ」「佐用文化の会」「佐用郡ユネスコ協会」、スポーツ団体では「町スポーツ協会」となっております。

活動グループへの支援は、各団体からそれぞれに支給しておる状況となっております。また、併せて使用料金の減免団体にも認定をされたグループには施設の利用料の減免を適用し、より活動がしやすいよう支援をさせていただいております。

生涯学習事業は、変化する時代の中で、長く続いてきた事業もあれば、形を変えた事業

や役目を終えた事業など、様々でございますが、コロナ禍で中止を余儀なくされた事業も少なからずございました。しかしながら、数年にわたったコロナ禍を経験した現在では、これまで以上に価値観やライフスタイルの多様化が進んでいるようにも感じております。

今後も引き続き町民の皆様のニーズの把握に努め、事業の取捨選択も検討しながら、佐用町の生涯学習におけるスローガンといたしております「人生 100 年時代の心豊かな人づくり、まちづくり」を目指して町民一人一人が佐用町で暮らしながら助け合い、自分らしさを磨いていくための「場」を提供するように努めてまいりたいというふうに考えております。

ご質問に対するこの場での答弁といたします。

〔高見君 挙手〕

議長（千種和英君） 高見寛治議員。

4 番（高見寛治君） 丁寧な答弁ありがとうございました。

少し生涯学習事業の振興について、思いを述べさせていただきたいと思います。

生涯学習の振興の取組は、令和 2 年から始まりました新型コロナウイルス感染症の影響で、社会活動が大きく制限された中での取組を余儀なくされたと思います。町長は、「新型コロナウイルス感染症は 1 つの災害です」と、この後期基本計画の挨拶の中で言われています。佐用町は、平成 21 年に大規模な豪雨災害に襲われました。災害からの復興・復旧には、多くの時間と労力と経費が必要になりました。

今回、コロナ禍での生涯学習の進行は、感染拡大防止のための行動制限で、1 か所に集まることができない中で行っていくには、大変厳しいものがあったと考えられます。そして、令和 5 年 5 月に感染症の分類が 2 類から 5 類に変更されて以降は、本町においては、いろいろな方法・手段で実践をしてこられました。

そして、今言われましたように、令和 7 年度にも多くの事業が予定をされています。

生涯学習は、多岐にわたる機会で行う学習の意味で使われます。施策の方針の中で書かれていますが、学校や地域社会の中で行われる組織的な学習活動のほか、個人が趣味、スポーツ・レクリエーションを通じて知識の習得や人の輪を広げる活動であり、また、あらゆる課題においても、学び、自覚を持ち、行動につなげることも重要な要素である。そして、まちづくりは人づくりであり、生涯学習はその基盤となる重要な役割を担っている。学習社会、学習の成果を社会に貢献するような地域づくりが求められると書かれています。いろいろ大変な中で、令和 4 年から今まで、しっかり、この振興をされてきたと思っております。

そこで、現在、町が推進しておられます「縮充のまちづくり」と生涯学習はどのように連携していくのか、お尋ねします。

〔企画防災課長 挙手〕

議長（千種和英君） 大下企画防災課長。

企画防災課長（大下順世君） はい、お答えをいたします。

先ほど申されました「縮充のまちづくり」につきましては、今後も人口減少が見込まれる中、将来を見据えて、まちのことを考えていくことが必要であり、小さくても少なくとも心豊かで幸せなまちを目指した取組ということになります。

ここで言います「まちづくり」というのは、自治会や地域づくり協議会などを対象とします、いわゆる地域づくりという意味ではなく、まち全体のこと、佐用町そのもののまちづくりということを指します。つまり、道路や下水道など、インフラの維持などのハード面から、商業、農林業、医療、福祉、教育などのまちの重要な機能、そして住民の皆さんの暮らしそのもの、また、生涯学習、余暇活動などのソフト面全てを含めたまちづくり全体のベースとなる方向性、ものさしということになります。

よって、生涯学習分野におきましても、今後は、この縮充のまちづくりの視点を大切に、先ほどの町長の答弁にもありました。時代の変化や価値観、ライフスタイルの変化などを的確に捉え、将来を見据えて変えていくこと、これが「縮」に当たるかと思います。さらに充実させていくこと、これが「充」の両面から考え、推進していければというふうに思っております。なお、この取組については、令和5年度から検討を進めてまいりましたけれども、その考えるきっかけとなります縮充ブックというものが、間もなく完成するというので、それを記念しまして、7月26日の土曜日にお披露目の会を予定しております。ぜひ議員の皆様にもご参加いただければというふうに思いますので、ご紹介のほうをさせていただきます。

以上でございます。

〔高見君 挙手〕

議長（千種和英君） 高見寛治議員。

4 番（高見寛治君） 縮充のまちづくり、町全体を見渡した中での取組であるというふうでした。

施策の方針には、まちづくりは人づくりであり、生涯学習はその基盤となる重要な役割を担っている。また、他部局や関係機関との連携を深め、多様なテーマ、課題の学習を推進し、地域づくりにつなげていくとあります。しっかりと、今、課長が言われましたいろんな方面についての連携、他部局、関係機関と連携をしていただきまして、縮充のまちづくりを推進していただきたいと思います。思っております。

次に、通告書にも書いておりましたが、今年、コミュニティスクール事業というのが実施される計画があると聞いております。このコミュニティスクール事業の事業内容と、なぜ、今、地域と学校の連携が必要とされているのかについて、お尋ねしたいと思います。お願いします。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（千種和英君） 高見生涯学習課長。

4 番（高見寛治君） はい、失礼いたします。お答えさせていただきます。

コミュニティスクールでございますが、本年度からですね、本格的にといいますか、始まった事業でございます。過去2年間は、研修会等をしておりまして、それで今年から実際に始まると、始まったということでございます。

各地域におきましては、4月の下旬に、1回目となります学校運営協議会が開催されております。

やはり、各地域で初めてということもございまして、混乱というようなものはございませんが、参加された方からは、どういうものなのかという戸惑いのようなものもあったよ

うに聞いております。

コミュニティスクールでございますが、まだまだ、聞きなれない言葉、名称でございます。コミュニティスクールと言いますのは、学校運営協議会という組織を設置した学校のことをコミュニティスクールと呼ぶということになります。

文部科学省が、進めておる事業でございますが、教職員と地域、保護者が一緒に子供たちの成長を社会総がかりで支える制度を進めていこうということになっております。

内容的なものでございますが、内容的には、佐用町におきましては、これまでも各地域で行われてきておりました地域学習などの事業が拡充されるというようなイメージを持っていたかとよいかと思えます。

令和6年度、昨年度は、各学校で行いました地域学習っていいいますのは、96事業ございまして、1校当たり、小中合わせてですが、1校当たり12回程度はされておったということございまして、それが、それにコミュニティスクールができることによって、内容が拡充されていくということでございます。従来も充分地域の地域との関わりがあったわけなんですけれども、従来、各学校の教員が、個別に、そういう講師を、地域の方に依頼していたということが実態としてあるんですが、これからは、その学校運営協議会というコミュニティスクールの組織ができましたので、組織として、そういう対応ができるようになります。教員が変わることによって、その地域学習ができなくなるというようなおそれも、これまではございましたが、これからは、組織的に対応できるということになるかと思えます。

コミュニティスクールなんですけれども、従来、学校評議員さんという方がおられたんですけれども、その学校評議員さんが変わっていくわけなんですけれども、現在の学校運営協議会のメンバーのほうを見ますと、これまでは、学校評議員の方も入っておられまして、中心となって、今現在、組織化されているというようになっております。

コミュニティスクールができた背景といいますか、文部科学省が進めたというふうに申し上げましたんですけれども、先ほど来から、町長の答弁で申しておりますけれども、社会が、非常に変わっていく中で、子供たちは、いかに育てていくかというふうなことが背景にあるかというふうに思っております。以上でございます。

〔高見君 挙手〕

議長（千種和英君） 高見寛治議員。

4番（高見寛治君） ありがとうございます。

令和6年度で96事業、1校当たりになると大体12回っていう回答でした。答弁でした。

私は、ちょっと考え違いをしておったかもしれません。スクール事業自体が、もっと具体的な事業について実施を、実施言うのか計画をして、実施をしていくっていうのかと思っておったんですけど、今聞くと、協議会的なものをつくり、そこで学校と地域との連携を取って、事業をやりやすくするみたいなことでいいんですよね。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（千種和英君） 高見生涯学習課長。

生涯学習課長（高見浩樹君） そうです。そういうふうな面もございまして、始まったばかりですので、今現在は、これまでやっていた地域のことを継続してやっていくということで

ございます。

しかしながら、先ほど、議員おっしゃいましたように、これから先は、どのようにコミュニティスクールが発展していくのか分からないですけれども、学校のほうから、もう少し要望があって、地域のほうで、それをどういうふうに受け止めるとか、これから各地域で、いろんな取組が行われていくというふうに思っております。以上でございます。

〔高見君 挙手〕

議長（千種和英君） 高見寛治議員。

4 番（高見寛治君） 今後、コミュニティスクール事業が具体的に実施されていくというふうに聞きました。

できましたら、この多分、12 回の事業の中にも、多分含まれていたと思うんですが、地域の伝統文化の学習や継承など、地域と学校がしっかり連携できていけるような事業になることを期待しております。

次に、各世代に応じた各種講座の実施状況はということで、幼児期からシニア世代まで多くの事業を計画し、実施する予定であるということをお聞かせいただきました。

その中で、少し気になるということはないんですけれども、高年大学の一般教養講座は、いろんな内容で年間 10 回程度講座が開催されておられます。これも政策の方針の中にあるんですが、他部局や関係機関との連携を深め、多様なテーマや課題の学習を推進し、地域づくりにつなげるというのがあるので、県や関係機関、団体と連携して、これからのまちづくりを担う壮年期、青年期。壮年期はやってますよってというのがあったんですけれども、対象にした講座も、年間何回か、10 回とは言いませんが、年間何回か、今、企画防災課長が言われました、まちづくりに関するようなテーマで連携してされるとかいうような講座は、できないものでしょうか。お尋ねします。

〔高見君 挙手〕

議長（千種和英君） 高見生涯学習課長。

生涯学習課長（高見浩樹君） はい、答えいたします。

青年期、壮年期ということでございますが、その中間層におきます、その社会教育系の講座等が、時代の変化もあろうかと思うんですが、なかなか実施できていないというふうに認識はしております。

町長の答弁にはございましたですけれども、自信アップセミナーというのも紹介させていただきましたですけれども、こちらが、20 代から 40 代の男女を対象としたものでございました。議員おっしゃるように、今後は、各課連携しまして、そのニーズ把握をいたしまして、計画をしていきたいというふうに、検討したいというふうに考えております。

それでまた、セミナー等ではないんですが、先般、スピカホールで開催いたしました MUSIC&DANCE という行事、開催いたしましたですけれども、これ見てみますと、結局、ダンスをする、その子供たちから、それから大人まで、一堂に会して交流ができる貴重な事業であったのではないかなというふうに、終わってみて感じておるところでございます。

観客の方も、当然、幅広い年齢層で来ていただいております。結局、孫のダンスを見に来るおじいさん、おばあさんおられたり、20 代の方もおられますので、20 代の方のおじいさんも、おばあさんも来られたりとか、昔の何か運動会みたいな、和気あいあいとした野

外の行事ができたと思います。

また、この行事につきましては、実行委員会形式をとっておりますので、実行委員会では会議を重ねる中で、参加者が横のつながりを持って、また、新たな何かの形が、何か別のものが形づくられていけばいいのかなというふうに感じた次第でございます。以上でございます。

〔高見君 挙手〕

議長（千種和英君） 高見寛治議員。

4 番（高見寛治君） はい、ありがとうございます。

ほかの生涯学習課以外でもいろんな講座的なものは実施をされています。ですので、連携を取っていただきまして、できる講座から実践していただければなという気はします。

今言われました、発表会ですね、MUSIC&DANCE ですか、後でも、ちょっと、触れるんですけれども、そういう発表会をすることを大事にしていきたいなというふうに思っております。

次に、活動団体・グループへの支援状況はということで、いろんな協会に補助をしているということ、それから文化協会やスポーツ協会のほうにも補助をし、そこから、それぞれの加盟の団体への補助があるというのも聞かせていただきました。

以前、私の一般質問の中で、コロナ禍で文化協会やスポーツ協会の加盟団体や加盟人数が少なくなったというのがありました。高齢化や人口減少、コロナ禍で活動が制限されたことが大きな要因と思われます。この文化やスポーツ活動は、個人が趣味やスポーツ・レクリエーションを通じ、新たな知識の習得や人の輪、仲間づくりを広げる活動ですと書いてあります。

現在、活動されている団体・グループは大事に守り、育てていくようにしなければならないと思います。

また、これから生涯学習を推進していく中で、いろいろな講座、教室等がきっかけで、新しく団体グループが発足したときに、この団体・グループが集まって活動する拠点施設が、場所が必要になってこようかと思います。それは、文化情報センターだったり、地域交流センター、文化センター等の公共施設が使いやすいと思います。答弁にもありました使用料の減免制度もあると聞いております。丁寧な支援をお願いしたいと思います。

また、今まで活動されている団体・グループも同じように、より使いやすい支援をより多くお願いをしたいと思います。

そして、そのほかに、個人が加入して活動している団体グループの活動の発表の場である展示会、文化祭、各種大会の実施をしていただきたいと思います。

MUSIC&DANCE は、いい例だと思うんですけど、展示会、発表会、文化祭、スポーツ大会は、それぞれの文化活動、スポーツ活動に取り組む上での目標になると思います。この発表会、スポーツ大会に多くの方が参加でき、練習や活動の成果を発揮できるよう、支援をしていただきたいと思います。同じ答弁になるかもわかりませんが、どうでしょうか。

〔生涯学習課長 挙手〕

議長（千種和英君） 高見生涯学習課長。

生涯学習課長（高見浩樹君） 議員おっしゃるとおりだと思います。

例えば、先ほど言いました、文化祭の芸能発表につきましては、令和2年、令和3年と中止しておりました。MUSIC&DANCEも同様でしたが、令和4年から復活してやっております、文化祭の芸能発表のほうの出場者が、コロナ前に戻った感がございます。MUSIC&DANCEにつきましては、コロナ前より増えた状況でございます。

ですので、励みになるということも申しただきましたけれども、そのとおりだと思いますので、今後、支援のほうをしていきたいというふうに考えておりますし、文化協会におきましては、文化協会の加盟団体には、独自に発表会をする際に補助をするというようなことをしておりますので、そのへんのようなところも、引き続き、やっていただきたいというふうに考えています。以上でございます。

〔高見君 挙手〕

議長（千種和英君） 高見寛治議員。

4番（高見寛治君） ありがとうございます。

生涯学習の裾野を広げていただき継続することが大切だと思います。

コロナ禍によりまして、活動を中断された方も、今言われましたように復活をされてこられるかもわかりませんので、しっかりと、そういう時には、グループ・団体を受け止めていただければと思っております。

生涯学習の振興は、これからのまちづくりに必要不可欠な施策と思います。第二次総合計画、後期基本計画は、令和4年から8年度、あと2年で新しい計画に引き継がれていきます。本総合計画は、本町の最上位計画であります。

しっかりと、後期基本計画の5年間を振り返っていただき、そして、生涯学習の振興も引き継いでいただき、新しいまちづくりの指針として、地域づくりに生かせる生涯学習活動を期待いたしまして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

議長（千種和英君） 高見寛治議員の発言は終わりました。

お諮りします。ここで昼食等のため休憩を取りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めますので、ただ今から休憩を取り、再開は、午後1時30分とします。

午前11時39分 休憩

午後01時30分 再開

議長（千種和英君） 休憩を解き、会議を再開します。

引き続き、一般質問を行います。ここで岡本義次議員より発言の申出がありますので、許可します。岡本義次議員。

11番（岡本義次君） 午前中、行いましたスピーチの中で、先ほど行った、さよさよサービスに関する一般質問の中で、当局の事業遂行に関し、不適切な表現があり、発言の一部を取り消したいと思いますので、許可をお願いします。

町民が言っておることを、そのまま、町民がそのように言っておりますよと言えばよかったんですけど、直球を投げましたので、私が、このように話しました。すみません。以上です。

議長（千種和英君） ただ今、岡本義次議員から、先ほどの発言について、お手元に配りました発言取り消し申出書に記載した部分を会議規則第 61 条の規定により、不適切な発言であったとして、取り消したいとの申し出がありました。
お諮りします。これを許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） 異議なしと認めます。よって、岡本議員からの発言取消しの申し出を許可することに決定しました。
それでは、一般質問に入ります。
5 番、大内将広議員の発言を許可します。大内将広議員。

〔5 番 大内将広君 登壇〕

5 番（大内将広君） 5 番議席、公明党、大内将広です。よろしくお願いします。
今回は、3 点質問させていただきます。
1 点目は、水田や農業用、河川のゴム堰、井堰の修理、取替えの計画的推進を。2 点目は、通学定期補助金の見直しを。3 点目は、道路問題について問うです。
1 点目の質問は、ここでさせていただき、残り 2 点の質問は指定の席でさせていただきます。
それでは 1 点目、水田や農業用、河川のゴム堰、井堰の修理、取替えの計画的推進をですが、①ゴム堰、正式な名前は、ゴム引布製起伏堰と言います。簡単に風船ダムと、私は言わせていただきます。
年数がたつと空気漏れし、修理を町と地元の負担で、応急的に自転車のパンク張替えの方法で修理してきました。しかし、風船ダムは、耐用年数を超え限界が来ている。例として、佐用町本位田の場所の空気漏れは、取替えに 1 億円程かかると業者に言われました。当時は 3,000 万ぐらいで造られていましたが、農業者も減り国が進めているスマート農業は、少ない人数で水田を管理することになる方向なので、ますます、地元の農業者の負担が大きくなり、農業を続けていけなくなるのではないのでしょうか。
②つ目が、佐用町大船の佐用川にある固定井堰、コンクリートの一部が破損で非常に傷んでいます。その修理が必要になってきています。
③つ目が、平福固定井堰、コンクリートの井堰ですけども、井堰に多くの砂利がたまり地元の方が砂利を除けられていますが全部は除けられず、たまっているような状態になっていっています。
以上のことから水田、農業用水として佐用町全体を調査し、井堰を修理、取替えを町が長いスパンで長期的に地元の方と話し合いながら進めていくようにならないかということを質問させていただきます。

議長（千種和英君） 庵迺町長。

〔町長 庵迺典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、大内議員からのご質問で、最初の水田や農業用、河川のゴム堰、井堰の修理等の計画的推進をということについて、お答えをさせていただきます。

農業用水利の取水施設は、農業において不可欠な、非常に重要なインフラ施設であり、その中でも井堰は、河川の水位を上げて灌漑用水を確保し、農地に給水するものでありますが、その井堰の中でもコンクリート製の固定堰（こていぜき）や鉄製の可倒堰（かとうぜき）、また、議員ご発言のゴム堰などの種類がありまして、その規模は、河川の状況や受益農地の範囲等によって様々でございます。

また、議員ご発言のとおり、井堰だけではなく、ため池や用排水路といった農業用水利施設の維持管理が、高齢化等によって、非常に難しくなっていることは、十分に承知をしているところでございます。

そこで①点目のゴム堰の修繕について、農業者の負担が大きくなり、農業を、今後、続けていけなくなるということについてでございますが、江川川を例にいたしますと、この江川川には 12 か所のゴム堰があります。これは、昭和 51 年の台風 17 号災害による兵庫県河川災害復旧事業で昭和 53 年に設置されたものでありまして、もう既に 50 年近くたってきております。

井堰の種類を選択については、洪水時の河川断面を確保することが重要でありますので、可倒堰を基本にして、河川の幅員や水路縦断、設置後の維持管理方法などを考慮し、地元農業者、井堰組合と協議の上、江川川に関しては、このゴム堰に決定をされたものと聞いております。

ゴム部分の耐用年数は、一般的には 30 年から 40 年程度と言われておりますので、町では平成 17 年に全か所を点検し、井堰組合とも協議の上、順次、修理を行っております。

また、最近では、令和 5 年度と 6 年度に、それぞれ 1 件ずつ修理を行い、今年度も既に 1 件の修繕の予定がございます。

修繕に対しては、町単独土地改良事業補助金で事業費の 70%を補助をさせていただいております。修繕方法についても、地元とご相談しながら耐久性があり、また、安価な方法をご案内しております。

議員のご発言に、応急的に自転車のパンク張りの方法で修理してきたというふうにございますが、この方法により修理した箇所は、もう既に 20 年が経過をしても支障はございません。修理費用は 1 か所当たり数十万円と安価なために、地元負担の軽減ができておりまして、安価で効果的な修繕方法でもあろうかと思っております。

しかし、素材が、いかに丈夫といえどもゴムでありますので、永久ではありません。将来的には本体の更新も必要でありまして、その更新のためには、議員ご発言のとおり、数千万円から 1 億近い多額の費用が必要となりまして、事業者の負担が非常に大きいことは確かであります。

農業用施設をはじめとする土地改良事業では、当然、受益者負担が必要となりますので、更新に当たっては、取水施設の統合や、また、取水方法の変更等を視野に入れて、受益者が負担可能な事業となるように、地元関係者と協議をしながら、今後も進めてまいらなければならないと思っております。

次に②点目の佐用町大船の佐用川にある固定井堰について、一部破損があつて、修繕が必要となつてきているということについてでございますが、平成 30 年 7 月の豪雨被害における調査で、井堰本体の張石が部分的に破損していることは確認をいたしておりますが、こうした固定堰を改修するということは、これも大変な莫大な費用が必要となります。

地元負担、補助事業として行ったとしても、どうしても受益者負担が必要となつてまいりますので、なかなか、こうしたものを全面的にやり替えて改修するということは負担の

面からも見ても難しい状況でもあります。

ただ、そうした機能が発揮できなければなりませんので、その災害確認以降、平成 30 年以降、破損個所の経過を見ておりますけれども、破損個所が拡大はしておらず、また、井堰の目的であります取水はできておりますので、継続的に地元関係者と連絡を密にしながら状況を注視しております。注視している状況であります。

また、こうした井堰の改修等については、先ほど申しましたように、非常に多額の費用を要しますので、本当に取水ができなくなるような破損をする。これは大きな洪水、大雨によって破損をするということになれば、こうした復旧において、災害復旧事業として取り組むことも可能となってまいりますので、そういう点も町としては、しっかりと、将来的な状況を、改修の必要性と、また、改修方法という面において、そうした時期も考えていくことが地元のためになるのではないかなというふうに考えております。

また、3 点目の平福固定井堰は、多くの砂利がたまり、地元の方が砂利を全て除けられないということについてでございますが、この、こうした固定堰での堤外水路における砂利が非常にたまって、除去できない、こうした状況というのは、ほかの井堰も同様でございます。どこの井堰におきましても受益者の共同作業だけでは対応できないということで、そうした部分については、毎年のように、町が単独補助事業として、そうした土砂の取り除け等を行っていただいております。当然、地元での受益者、皆さんだけではできませんので、土木事業者へ依頼をしていただいたり、また、重機を借り上げていただいたりして、その作業をしていただいているのが現実であります。

実際に昨年度は、この個所で当該事業を活用していただいて、土砂撤去を実施したところであります。また、令和 3 年度には水門を改修し、令和 4 年度には洪水時に土砂が入りにくくするために水門の手前にパラペットを設置するような工事に対しても、当該の補助事業を活用していただいたという実績がありますので、水利関係者の皆さんは、既に、この制度は十分、ご承知をいただいているのではないかと思いますので、また、担当者のほうに、それぞれまた、十分にご相談をいただければと思っております。

最後に、水田、農業用水として佐用町全体を調査し、井堰を修理、取替を町が計画的に地元と話し合い進められないかということでございますが、取水施設の設置や維持管理は、それらの施設を使われる受益者の方が主体で行っていただくことが基本であります。そのため、何か不具合等があれば、担当課にご相談をいただき、その対応方法については、先ほど申し上げましたような形で、一緒に考えさせていただいております。自治会長会や農会長会でも、そうしたことを、説明をさせていただいております。町が取水施設の全てを調査することは、なかなか、状況が全て、それぞれが違いますので、到底できませんし、計画的に、これを改修工事をすると言っても、多額のこうした費用がかかることは、これは十分にご承知いただいていることだと思いますので、必要な部分から少しでも地元の状況を勘案しながら、地元負担も軽減しながら、現場をよく見て対応をさせていただきたいということでありまして、そうしたご相談があれば、現在も担当者のほうも直ちに現場に向かって、それぞれの関係者の、水利関係者の方と話し合いをさせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議員のご発言にございますとおり、過疎化と高齢化によって、農業者の減少傾向はますます続き、個々の農業者の負担が大きくなり、農業を続けていくことが、非常に困難になってきていることは間違いございません。また、集落機能の低下によりまして、草刈りや溝掃除などの地域の共同活動などにも支障が、もう既に出ております。そのために、町といたしましても地域の共同活動に係る支援のために、これは、国がそうした全国的な、今の状況を踏まえて、多面的機能支払い交付金事業を創設されて、町といたしましては、その事務を町一本化で事務を行って、そうした集落内での農業施設等の維持管理等に活用を

いただくように進めているところでありますので、ほとんど町内、80 集落ぐらいは、もう加入をいただいているところですが、まだ、加入がされていないところもございます。

今ある制度の中ではこうした費用を捻出するためにも、この国の制度というのは、本来一番活用していただきたい有利な、また、活用をしていただくことによって、そうした維持管理等にも、かなり自由にお金が使え、る制度でありますので、ぜひ、まだ、未加入の集落、地域に対しましては、そうした加入促進をしていただくように、議員皆さん方におかれましても、ご尽力をいただければというふうをお願いを申し上げたいと思います。

以上、ご質問に対する、この場での答弁とさせていただきます。

〔大内君 挙手〕

議長（千種和英君） 大内将広議員。

5 番（大内将広君） 丁寧なご説明ありがとうございます。

今、特に問題になっている米の価格の高騰などに対して、私たち公明党は、備蓄米の放出案や入札から随意契約などに対して、まあ 2,000 円台になるように、小泉農林水産大臣に案を言って、実現していきましたが、米生産を続けていくためには、やはり、このゴムの井堰や各井堰の修理にしても、少しでも早く進めてもらわなくては、農家の方が非常に不安がっておられます。どうしても耐用年数が、ゴムの場合は耐用年数が過ぎているということで、一応は、ゴム張りみたいななんでもつと言われてはいますけれども、いざ実際にいつまでもつんかというのが分からないのではないかなと思います。耐用年数を過ぎていますので。そのへんを、ちょっと、皆さん農家の方は心配されているので、その点を、ちょっと、お伺いします。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） このゴム堰、いわゆる風船ダム、これは、こうした施設が開発をされて、使い始めたのは、多分、江川川の改修工事、50 年ぐらい前、その頃からこういうことが可能になってきたのではないかと思います。それまでについては、ほとんどが井堰というのは、段々にコンクリートなり、そういうもので、川に段差をつけて、そこはを新たに、その時期に、水を止めて、皆さん、水を確保するという大変な、一応、労力かけて水を確保されてきた。これは、いわばまあ水田が始まって以来、特に何百年もそういうことがされてきたんですけれども、やはり、そうした技術開発によって、非常にある意味では効率的な、こうした設備が開発されたということで、ただ、この井堰、ゴム堰についても、当然、いろんなものを全てなんですけれども、耐用年数幾らだと言うと、メーカーさんは、多分、そんなに長く耐用試験をしているわけではありませんので、多分、通常の常識的な範囲で 30 年、40 年ぐらいでしょうということで、多分、スタートをしていると思います。ですから、この今、設置しているゴム堰が、そのゴムが、実際、これからどれぐらい持つのか、ある意味では、これは、なかなかデータの的には分析していても結論は出ません。あと 10 年持つのか、あとまた 20 年持つのか、それは、なかなか分からないんですけれども、ただ、永久ではないことだけは確かであります。ただ、今、ゴム堰を、ずっと、たくさん江川川だけでも 12 もあるんですけれども、これを全部新しく取り替えたとすれば、も

うそれこそ十数億、十億ぐらいな金がかかってしまうということも間違いないんですよ。

今使えておりますし、ゴムのは、すぐに、じゃあ劣化して、来年から使えないということではない。状況は、十分それぞれの皆さんが見ながら、使える、使用できる範囲内では、少しでも延命化をしていくというようなことで、負担を軽減していくという。これ、今、変えても、あと10年持って10年替えても、替える時には同じだけお金がかかるので、今から5年10年使えれば、それだけは、まあまあ助かったということにもなるかと思えます。

それから、もう1つ、最近の河川改修における、こうした井堰について、21年災害の後、下流のほうは、もうゴム堰ではなくて、ポンプアップ、河川から直接水を上げるような、そういう方法に変えているところがたくさんあります。固定堰というのは、やっぱり洪水に非常に弱いので、水が上がってそのままになりますから、やはり洪水の時には、川の底が下がるように、風船ダムしても、また、可倒堰と言われる鉄製の倒れる井堰にしても、非常に、そのへんは、洪水対策は、非常に有効なんですけれども、どちらにしても、じゃあ、鉄製であれば永久かという、これも機械ものですから、かなりやっぱり年がたつてくると故障がいっぱいあって、維持管理もしていかなきゃいけない。

そういう中で、ポンプアップと、ポンプで直接、水を、その時、必要な時に上げる。これは、これは電気代はかかるんですけども、長い間のそうした管理、修理、取替え、こういうことを考えると、そのほうがずっと合理的で、安いという、経費的に安いということにもなるかと思えます。

ですから、今後、今あるものを、また、そのまま同じように、また、新しいものにするということではなくて、考え方としては、受益者面積も減っておりますし、その水の量にもよるんですけども、場所によっては、ポンプで直接水を取水するというような方法も、当然、安価にできるということで考えられるのではないかというふうに思えますし、また、井堰の統合についても、2か所あったものを、若干、パイプを設置して、上流から下流、水の量が、それで賄えるんだったら、そういう方法にして、少しでも、そういう井堰を、数を少なくするとか、そういう工夫も、当然、していかなきゃいかんだろうなというふうに、私は見ております。以上です。

〔大内君 挙手〕

議長（千種和英君） 大内将広議員。

5 番（大内将広君） ありがとうございます。

佐用町が、中山間地の多い町で、規模の小さい農業がたくさんありまして、そういうところで、実際に、急に、明日から使われんようになるというようなことになった場合に、ものすごい費用が要るので、その点も、これから自治体のほうで、いろいろと…。生産者の方も、いろいろと相談しながら進めていけばいいと思います。

それで、もう1つ、ちょっと、思っている、ちょっと、聞いたことなんですけども、これも江川のことなんですけども、江川の川の中に、土砂がたまっているところを通して、鹿やイノシシが田んぼに上がって、荒らしていると、これは、例として、江川ドローン学校前の可動式のゲートがあるんです。ちょっと、動かんように、今、なっておるみたいやけど、水がたまって、その下側に、ちょっと、土砂なんかがたまっておるんですけど、普通、土砂がある程度たまらなかつたら除けてもらえないと、河川は。ただ、そこから、イノシシが上がったりすると、そういうところは、土砂は、やはり例外として除けてもらえないのかということ、ちょっと、聞いたんですけど、どんなものでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） イノシシも鹿も、そりゃ通りやすいところを通りますけれども、ただ、土砂をたまって、かなり堆積した河川も、ずっと、どこにもあるわけですから、それについては、土砂が堆積、そのイノシシが通るだとかいうことじゃなくて、災害の面でも、防災のためにも、取ってほしいという要望もあります。

だから、そういうことは、順番にやっておりますけれども、これもご存じのように、多額の、本当にすごい費用をかかっているわけですよ。ですから、鹿とかイノシシのために、そこがたまっているから、そこだけを例外的にに取れというような要求、要望は、私はできません。そりゃ、鹿やイノシシは、午前中もありましたけれども、それについては、そうした鹿柵やイノシシのおり、柵、そういうものを、みんな設置しながら、何とか防いでいただいているわけですから、それはそれで、そういうふうにしていただけたらと思います。

〔大内君 挙手〕

議長（千種和英君） 大内将広議員。

5 番（大内将広君） ありがとうございます。この質問は、これで終わらせていただきます。

続きまして、2 点目の質問をさせていただきます。

通学定期補助金の見直しをということで、佐用町では、現在、通学定期補助金は、大学生等にかかる通学費の一部を助成することにより、当該世代の転出抑制を図り、本町への定住のきっかけとするとともに、地域公共交通の利用促進及び子育て支援を目的として実施する。また、大学生等学校教育法に定める大学院、大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校、並びに高等学校の専攻科並びに姫路市立あかつき中学校（以下、大学等という。）に在籍する学生になっています。

そこで、質問させていただきます。

①現在対象者は何人で、どのくらい補助しているのか。

②番、予備校に通っている方は何人で、学校教育法に定める者しか補助金が出ないのか。それ以外塾等に通っている方の補助は出ないのかということです。

よろしくお願いします。

議長（千種和英君） 庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、大内議員からの2 つ目のご質問でございます通学定期補助金の見直しをということに対しまして、お答えをさせていただきます。

本町が、今、実施しております大学生等通学定期券購入助成事業につきましては、先ほど、大内議員もご質問の中で触れられましたように、高校卒業後の若い世代の人口流出、非常にこれは、本当に激しいものがございます。そういう中で、大学生や専門学校、それ

ぞれ、いろんな学校で勉強をしようということで、その学校は、当然、ほとんどが姫路とか神戸とか都会にあるわけですが、そういうところに最初から、そこに居をうつし手学校に通うのではなくて、まず、自宅から通学をしていただいて、卒業したら、また、自宅から通学したとことの中で、地元での仕事、就職をしていただいたり、仕事に就いていただくということにもつなげたい。そういう思いを持って、こうした通学費の補助事業ということに取り組んできて、今、おります。

これは、また、一方では、このことによって、JRをはじめ、そうした公共交通機関、非常に利用者が減っております。特に、JR 姫新線については、ご存じのように、非常に利用者が少ない中で、JR 西日本株式会社としても、こういう路線の、今後の見直しというのを、いろいろと、いろんなところで発言をされ、今後、そういう方向で見直しがされると、こういう路線の、いわゆるバス化とか、いろんなことへつながっていく可能性も非常に高いのでありまして、そうした利用について、まず、利用している実績を、しっかりと残していかなくちゃいかんということで、この制度を活用しながら通学をしていただいているというところであります。

これは、令和4年度より実施をしているわけではありますが、公共交通機関の通学定期代のうち、ひと月当たり 8,000 円を上限として助成をさせていただいております。対象は、満 19 歳となる年度の4月1日から満 25 歳となる年度の3月31日までの間で、先ほど、大内議員もご質問の中にありましたように、対象者といたしましては、学校教育法に定められた大学院・大学・高等専門学校・専修学校及び各種学校、並びに高等学校の専攻科と姫路市立あかつき中学校に在籍する学生というふうに規定をさせていただいております。これは、JR 姫新線とか智頭急行も一緒なんですけれども、通学定期、この通学定期の購入が可能な、通学定期の購入対象となられる方を、町といたしましても対象とした制度としたわけであります。

まず、ご質問の①つ目の現在、そうした補助対象として、何人の方が、どのくらい使われて、この制度を使用されているのかということではありますが、これまで、令和4年度の申請者数が 57 人で、助成額は 270 万 700 円。令和5年度の申請者数が 71 人で、助成額は 440 万 2,100 円。令和6年度の申請者数が 62 人で、助成額は 439 万 200 円というふうになっており、今のこのそうした若者たち、今、学生の人数の割合から見れば、非常に多くの方に活用をいただいているように感じております。

次に、②つ目の、これが大内議員が一番問題として、ご質問されていることだと思うんですけど、予備校に通われている方が何人であり、また、その対象者というのは、学校教育法に定める者しか補助金がないのか。制度として対象にならないのかというご質問であります。学校教育法に定める学校ではなくて、それ以外の塾等に通っている方の補助はどうなっているのかというご質問であろうかと思っておりますけれども、本来、先ほど申しましたように、この町の助成につきましては、この制度の公平性も図るために、学校教育法に定められた、先ほど申しましたように、各種学校、学校ですね。そうしたものが対象となっております。特に、そのことについては、JR とか智頭急行、そういう公共交通機関も同じ規定の中で、そういう対象者を決めているわけで、通学の定期券を発行しておられますので、それに準じております。

この予備校の中でも、そうした学校教育法で認可を取られている学校と、また、塾という形で、そうした認可は取られていない、それも内容的には似通った、同じようなものかもしれませんが、制度上は、そうした違う制度の中で、学校が運営されておりますので、学校教育法で認可を受けているところというのは、近隣で通える範囲では4校ぐらいしかありません。

そこに通われた実績といたしましては、令和4年度からの3年間、各年度、令和4年、

5 年、6 年、これ各年度 1 人ずつ、そういう予備校に通われたということで、その助成の申請がありまして、助成をしたと、これまで 3 人の方に助成をさせていただいております。

学校教育法というのは、ご存じのように、いろんな法律の中で、特に学校教育法第 134 条で、各種学校というのは「学校教育に類する教育を行うことを目的とし、修業年限や授業時間数などが一定の基準を満たすもの」とされておりまして、国や都道府県の認可を受けた教育機関である一方、学習塾等は「学校教育の補習教育または学習指導を行う事業所」と定義されておりまして、学校そのものではないということとなっております。

本制度につきましては、あくまで教育機関へ通学される方への助成制度であることから、公的な認可を受け、通学定期券の適用となる学校教育法に定められた各種学校である予備校のみ、現在におきましては、兵庫県下では 4 校が、そうした認可を受けられております。駿台予備学校神戸校、河合塾神戸三宮校、予備校創学ゼミナール。また、一番近いのは、姫路予備校。この 4 校が、そうした認可を受けられておりますので、町といたしましても、そうした同じような予備校に行かれて、また、そこから大学を、次、受けられたり、各種学校を受けられたりということは、それぞれが同じような状況にはあろうかと思えますけれども、少なくとも、こうした学校がある以上は、そういう学校を 1 つ選択していただくというの、これも 1 つの方法かとは思います。

そういう制度の運用の中で、できるだけ、皆さんに公平なり平等性を持って、使っていただくということで、担当のほうでも考えながら、制度をつくっておりますので、ご理解を賜りますように、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

〔大内君 挙手〕

議長（千種和英君） 大内将広議員。

5 番（大内将広君） 助成金の算出で、高校を出て自分の行きたい大学を目指して姫路まで予備校に通うとしたら、6 か月の定期は 6 万 6,000 円要ります。しかし、大学等に通う学生は、助成金 4 万 8,000 円で、2 万 2,000 円で済むような感じになると思います。1 つの例ですけど。

で、予備校に、そういう認可の受けていない予備校に行く人は、結局、6 万 6,000 円をずっと払って行かないけないのではないかなと思いますが、それは、ちょっと、勘違いでしょうか。ちょっと、お聞きます。

〔副町長 挙手〕

議長（千種和英君） 江見副町長。

副町長（江見秀樹君） はい、お答えします。

6 万 6000 円、約ですね、姫路まで 6 か月の通学定期の場合は約 6 万 6000 円、制度開始当初は、ちょっと、料金の改定があるかどうか分かりませんが、制度開始当初は、それぐらいを想定しています。助成金額を大体、上限が月 8,000 円ですから 4 万 8,000 円ということで、その差額が、大学生と専修学校とか、あるいは学校教育法に定められた予備校に通われる方は 2 万弱の負担で通えているということですが、この 6 万 6,000 幾らという 6 か月の定期は、通学定期の金額であります。ですから、学校教育法に定められていない学校、専修学校とかもありますけれども、その場合は、もっと高額になっているはず。それは、通勤の定期を買われている方も、このような金額では、おそらくな

いというふうに認識をしております。以上です。

〔大内君 挙手〕

議長（千種和英君） 大内将広議員。

5 番（大内将広君） 私は、前の会社はヒガシマルで、ヒガシマルの場合は会社がみてくれているわけです。だから、通勤定期なんかも全額出してもらえるわけなんです。6 か月分。そういう感じにもなるんですが、僕は、ちょっと、塾に行かれているね、一生懸命、新しい若い子で、頑張って塾に行って、今度の大学を目指すんやという方で行かれている場合は、高校の時には通学しても、定期でいろいろ学校からの補助も出て安くなるんやけど、ちょっと、間違っていたらこらえてもらいたいんですけど、うちの娘なんかは、創志学園に行かれていた時に、何ぼかは補助が、学校のほうからも通勤の何ぼか、学割かな、何か、そないなんで安くはなったんやろ思いますけども、要は、高校を卒業して、結局、何も補助もない。1 年間、一生懸命勉強してされる方は、この高い金額を、ずっと定期で払わないけないということで、親自体が、ごつつう負担になる。だから、その点を少しでも、今からの少子化の時代で、そういう人らにも、ちょっと、何らかの、この通学の補助ができないかということが、私は訴えたいとこなんです。その点、ちょっと（聴取不能）。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 大内議員の思われる思いは分かるんですよ、十分に。

ただ、先ほども、ずっと、申し上げているとおり、その高校生とか、例えば、大学生とか、学校教育法なり、認可されているような教育機関については、JR にしても智頭急にしても、学割定期。学割になっているんです。はい。ですから、当然、その普通の仕事をされている方、収入のある方ばかりじゃないと思いますけどもね。でも、やはり、そうした社会人と比べると、そうした制度上、かなり安く交通機関も乗れるということでもあります。

その中で、先ほど申しましたように、予備校、私は当初、こうした予備校に通われる方を対象というのは頭には当然なかったです。当然、その予備校において、学校教育法のそうした認可を取得されているというふうなことは、ちょっと私は考えが及ばなかったんですね。しかし、実際に、先ほど申しましたような学校は、ちゃんと学校教育法の認可をとって、そして、学生の予備校に通う、いわば学生の負担を軽減できるように、やっぱり学校、学校として努力されているんですよ、ここ。だから、そういうところへ、同じ予備校に行かれても、そういうところを選ばれば、親の負担も当然数少なくなるということには分かるわけです。間違いないわけですよ。

それで、町としても、学校教育法というものは、たくさんいろんな、専修学校まで含めて認可を取られているところ、ただ、専修学校なんかでも教育機関と言いながら認可を取られていないところもあるようです。だからそのところは、やっぱり、そこその学校が、やはり、そういった学生の負担も軽減できるように、ちゃんと認可を取るような努力、そのためには、その規定された、いろいろと要件が満たさなきゃいけないんでしょうけども、そういう中で、どこかで、やっぱり、町としても、その区分を分けないと、無制限にこれができるわけじゃない。補助しても、それこそ、不公平に逆になるおそれもあります。

ですから、町としては、通学定期、通学学割定期を発行される方に対して、それを補助金を補助をしましょうという制度なんです。今ね。

ですから、決して、これは、合理的に考えて、別に間違った制度ではないと、私は思っていますけども、ただ、現実、それを受けてない人にとったら、かなり負担が大きいことは間違いないんですよ。

ですから、まずは、そういうことも含めて、予備校なんかを選ばれる時に、そういう認可を受けられた予備校へ行かれると、選ばれるということも、これもやっぱり、それぞれの皆さん方、一人一人の、ある意味では努力かというふうに思いますし、だから常に、この、毎年1人ぐらいですけども、この姫路予備校へ行かれているのか、神戸まで行かれているのか分かりませんが、実際に、それを利用して行かれている人もいますから、これができないことではないですね。逆に。今の制度上は、そうした一般の塾と言われるもの、塾というものに対しては対象外にさせていただいております。はい。

〔大内君 挙手〕

議長（千種和英君） 大内将広議員。

5 番（大内将広君） すみません。

今回、条例で学校教育法に入っていないなくても、私の知っている方で、個人経営の塾に行かれて、姫路で10本の指に入るような大きな塾だそうです。きちっとした書類を町に出してきたけれども、今、言われたような感じで断られた。きちっとした、何か書類いうのかな、それを出したら、そういう企業に対しては補助を出してもいいのではないかなという、幅を少しでも広げてね。大きい。そういうことを思うわけです。

企業に対して、企業によっては、これはあかん。こっちはあかんというのは、ちょっと、おかしいのではないかなと思ったりもするんですが、国は法人や個人に対して、いろんな子育ての支援なんかで関係なく出しているようなところもあるんですけども、そのへんは、町としては、そこまでは、やはりお金が要ることなので難しいかなと思うんですが、その点、最後に質問させていただきます。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） 今、大内議員がご存じの方、そのことが、ご質問の1つの趣旨になっているのかと思うんですけど、きちっとした書類という、きちんというものが、どういうきちんとしたものか分かりません。

少なくとも、学校、その塾として、それは非常に指導をされる方が熱心で、その塾の実績も非常に高い進学をされているとか、そういう、いわゆる有名塾というのも結構あります。

でも、そこは学校教育法の逆に、その塾として、たくさんの方が、今、行っておられるという、今、話なので、じゃあ、私たちは、そういう、学校教育法にのっておるような認可を、逆に取得されたいのではないかなというのが、一方では言えるわけです。

だから、現段階においては、幾らきちっとしたと言われても、その中で、中身が全く、一番大事な通学定期も対象にならないというようなことでは、今の私たちの制度上の運用では、これは、やっぱり担当者としても、それは断らざるを得ないということです。

人数も非常に少ないわけで、少ない中で、みんな外へ行って、優秀な、立派な、それぞれの思いで学校、いろんな方面へ出られている。それを支援して、逆にどんどんと、町もまた、さらに人口が減るということにもつながることもありますけどね、しかし、一人一人の子供たちを、本当にしっかりと、これは佐用町のためだけじゃなくって、これからの社会のために育てていくという、大きくなっていただくということを思えば、そんな細かいことを言わずに、それは、町は一緒に応援を、そういう若い人たちの思い、夢を応援することは、非常に大事だというふうに、私も思いますので、この制度、非常に私も最初に申し上げたとおり、予備校というものを対象にするというようなことを、頭になかったものですから、担当者のほうにも、どうなっているんだというところから、ちょっと、話聞いて、現段階においては、やむを得ない措置かなというふうには理解しておりますけれども、さらに、研究をさせます。今すぐできることではありませんけれどもね。はい。

〔大内君 挙手〕

議長（千種和英君） 大内将広議員。

5 番（大内将広君） どうもありがとうございました。

これで、この質問は終わらせていただきます。

最後に、道路問題について問うということで、①つ目が、道路案内標識の消えかけている部分を多く見かけます。修復をしてもらいたいということをお願いします。例として、三日月ローソン信号機のところの道路案内標識。マックスバリュ佐用店前の信号機のところの道路案内標識。江川地域の道路案内標識等があります。

それから、また、前の時に、私が質問した消えてなくなっている、この高校周辺、上長尾、そのへんのところの白線は、どこまでできているかということで、質問させていただきます。以上です。

議長（千種和英君） 庵迺町長。

〔町長 庵迺典章君 登壇〕

町長（庵迺典章君） それでは、大内議員からの最後のご質問で、道路問題についてのご質問に、お答えをさせていただきます。

1 点目の道路案内標識が薄くなって見えにくくなっているということではありますが、私も、当然、車を運転していて、大きな道路標識が字が本当に消えたり、薄くなって、見えにくくなっているとかいうことは、十分見て、早く、これも直さなきゃいけないなと、修繕しなきゃいけないなという思いは持っております。

ただ、大内議員もそうなんですけど、私も見て、ほとんどの大きな看板というのは、国道及び県道、そういうところに設置されている標識でありまして、これは、当然、道路管理者としては、国道、また、県道につきましては、光都土木事務所が管理をしていただいているということでもありますので、まず、今回の質問に当たっても、道路管理者である光都土木事務所に状況の確認を担当者のほうからさせていただきました。

光都土木の方の回答によりますと、このような看板が薄くなったり、見えにくくなったり、消えたり、そういう事象、そういう状況は、県下全域で起こっていることで、非常にたくさんの看板がありまして、担当者としても、そのことの状況は、十分認識しながらも、対応に苦慮しているんだということでもあります。

現在、県下の主要な交差点に特に設置をしてあります道路案内標識というのは、平成 18 年に開催されました「のじぎく兵庫国体」、この開催に合わせて、一斉に更新した標識が、ずっと、そのまま使われているということで、大半となっております。もう設置から 20 年が経過をしております。当然、外で風雨にさらされております。紫外線もさらされております。そうした影響で、印字が、印刷が薄くなった。字が見えなくなるということが、非常に県下全体の標識が、そういう状況になっているということでもあります。

特に、よく三日月のテクノから下りてところの、あのローソンのところ、道路案内標識、本当に、それも同じように、非常に見にくい、視認性が低い状況にあることは、これは県としても十分に把握をされております。

ただ、一番、これが県担当者としても本当に苦慮しているところは、これらの修理費用というのが、道路管理の中にも入りまして、一方では、舗装とか、今いる道路の白線、こういうものの修繕、それから、草刈りの費用、そういうものと、みんな合わせた県単独の道路修繕予算という形で、担当者のほうは、それぞれ毎年、継続的に、計画的に対応されているということで、県単独の道路修繕予算ということで、その総額が、まず、なかなか増えない。逆に、非常に、県の財政状況が厳しいという中で、限られた予算の配分の中で、県内の道路で優先度の高い箇所から、それぞれ配分をして、事業を実施されているということでもあります。

特に、やはり大変費用が増えているのが、毎年のこの時期から夏、道路の草刈りです。県道、国道については、とても町は、そんなことできないというほど、結構、きれいに、ずっと刈って、処分をされておりますけども、人件費は、非常に、今、高くなっておりますし、そうした道路管理の中で、雑草の処理、この部分がどうしても放置できないということで、非常に予算の中で占める割合が大きくなっているということでもあります。

そういう中で、ご存じのように、前は、私も年に 2 回ぐらい、そうした雑草の刈取りをしてきていたのではないかと思うんですけどもね、ほとんどのところ、もう年に 1 回に回数も減らされているように思います。

そうした中で、じゃあ、何もせずに放置されているかということではなくて、光都土木では、昨年度、上月地内で国道 373 号沿の道路案内標識 2 枚の更新と、町内の多くの国県道において、外側線、先ほど言われた道路の側線、これの引き直しも、かなりしていただいております。

道路案内標識の視認性、見えにくくなっているものですね、視認性の低下も必要な修繕でございますけれども、車両通行の安全性を確保するための通行の安全性・緊急性が高い補修内容を優先的に実施をしているということでもあります。

町といたしましても、道路管理者であります県土木とも情報を共有し、また、連携しながら、利用される方が安全に通行していただけるよう道路管理にも一緒に協力して努めていきたいというふうに思っております。

次に、白線の進捗ということではありますが、昨年度の 12 月議会でご質問にありました、町道長尾線の藤木店から北側について、今年度予算で 5 月に、県道の交差点部分まで、約 400 メートルの間の引き直しを、完了を、これはしていただいております。これは、大内議員も通られて、見ていただいているのではないかと思いますけれども。

また、佐用高校北側の町道下長尾高等学校線は、前回、答弁をいたしましたように、令和 6 年度事業の舗装修繕工事に合わせて、約 100 メートルの区画線の設置が完了しております。

しかし、町内の各路線におきましては、区画線が消えかかっている箇所も、当然、多い状況というのは認識をいたしておりますので、今後も、道路パトロールや地元自治会からのご要望、また、財源的にも有利な、起債事業等による舗装修繕工事と合わせて、舗装修

繕等におきましては、その道路の長寿命化ということで、これ起債事業としての財政的な、有利な起債が使えます。これによって、同時に白線も引き直すと言いますか、新たな白線を引くという形を取れるわけです。白線だけを引いても、全くこれ、単費で対応しなきゃいけないということになっておりますので、やはり、私といたしましても、財政運営上、特に、町が単費をできるだけ削減して、有利な、そうした起債で最終的に、町の負担が少ない形で対応していきたいということで、担当課におきましても、そういうことを考えながら、事業を進めてくれております。

そういう工夫をしながら、優先順位の高い箇所から、そうした必要な事業を実施していきたいというふうに、今後、考えておりますので、皆さんが、毎日通られる道路であります。少しでも安全な道路として、今後とも維持管理できるように努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

〔大内君 挙手〕

議長（千種和英君） 大内将広議員。

5 番（大内将広君）

議長（千種和英君） 以上、ご質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

5 番（大内将広君） 1 番目の遠方から来られた方が、道路標識が消えかけていて、夜、走られていたので、ここがどこやというのが、よう分からんいうことになって、でも、夜は、田舎なので、人があまりいないということで、最終的には引き返したということを聞きました。

できれば、県のほうに、主要な場所は、早く、特に修復するように呼びかけてもらえないかなということを1点、思っています。

道路の消えかけている白線は、県道、国道は、県がパトロールして引き直しされていますけど、町も町道、パトロールされて引き直しすると思います。

パトロールすれば、いろいろと白線が消えているところが分かるんですが、特に、私が言われているところの高校周辺、町長の住んでおられるところから、こっちのほうへ、ずっと佐用姫さんから、こっちのほうへ長尾のほうに、ずっとあの道の白線とか、そのへん、通学路というか、子供たちが通るところではないかなと思うんです。だから、そのへんは、できれば、そちらの方優先に、早めにできないかということを思っているんですが、その点は、どうでしょうか。

〔建設課長 挙手〕

議長（千種和英君） 平井建設課長。

建設課長（平井誠悟君） お答えします。

答弁の中にありました、長尾から県道下庄佐用線の交差点まで、約 400 メーター間の白線なんですけど、今年度、引き直させていただきました。

まあ、そう言いますのは、大内議員の指摘もありましたし、通学路で、危ないということで、現状としましては、まだ、ちょっとこらえていただきたい。もうちょっと、待つて

いただきたいような状態でしたけど、通学路ということもありましたので、引かさせていただきます。

12月の議会の時にも説明させてもらった中にも、教育委員会と通学路の道路点検というような協議会ありますので、また、そちらのほうと調整しまして、引いたほうが危くないよということもあるかと思いますので、調整させていただいて、検討させていただきたいと思います。以上です。

〔大内君 挙手〕

議長（千種和英君） 大内将広議員。

5番（大内将広君） よろしく申し上げます。

それで、ちょっと、通告では、ちょっと書いてないことなんですけど、町の施設で施設の名前が変わって、もうそのまま残っているところや消えかけいる看板があります。例えば、ゆう・あい・いしいの看板、道路のところに、ゆう・あい・いしいの看板が残っていて、そこに、食事処や

議長（千種和英君） 議員、通告内でお願いしたいんですけど。

5番（大内将広君） 通告と、ちょっと、違うから駄目ですか。道路関係かなと思ったんですが。

議長（千種和英君） 通告にあることを、はい、質問してください。

5番（大内将広君） そしたら、最後に、カーブミラーなんかも通告でないから駄目いうことですか。道路関係の。

議長（千種和英君） はい、OKと言われました。はい。

5番（大内将広君） どこまでがあれで、よく分かりません。すみません。

最後に、カーブミラーのことなんですけど、カーブミラーは、危ないからつけてあるということが基本だと思います。冬場に凍結して、曇って見えなくなるということが、特に、北部のところに多く見られるんです。曇らないカーブミラーを全国的につけておられるところもあると思います。そういうことで、これも曇らない、カーブミラーはちょっと高いやろう思うんですね、値段がね、そういうこともあるので、できれば、北部の県道に出るところや、そういう重要な危ないようなところだけでも、取替えてもらえないかということなんです。

〔町長 挙手〕

議長（千種和英君） 庵途町長。

町長（庵途典章君） そうした道路安全施設というのは、どうしても、古くなっていて、これも更新もしていかなきゃいけない。非常に多額の費用もかかっております。カーブミラーなんかも、今、どんどんと、皆さん、要望の中で建設課のほうも、通る回数が少なく

ても、地元でつけてほしいという要望があれば、必要なところは見えて、新たに設置もしたりしておりますけれども、やはり、何と言っても、カーブミラーがあるから安全でという気持ちは、ほとんどの方ないと思います。

私たちも運転していて、カーブミラーがあるから、カーブミラーだけ見て、さっと、その交差点入るとかいうことは、これはしていけないんですね。もともと。

ですから、曇らないとか、いろんな技術的には開発されたりしておりますけれども、じゃあ、それが全て万全かと言うと、古くなれば、なかなか曇ってきますし、ですから、特に、そういう天候の悪い時、それは慎重にお互いを運転するというのが、もう大原則です。

非常に、奥のほうでも交通量も少ないで、安心して通るんじゃないくて、逆に、そういう時こそ、ちゃんと確認をすれば、カーブミラーが逆になくても安全に通れるわけですから、そのへんは、お互いに、自分たちの施設、これも少しでも経費も少なく、安全にやろうと、お互いに協力しようという、こういう思いを持っていただきたいということを、まず、お願いしておきます。

そういう、本当に、県なんかで、そういうことが簡単にできるのであれば、そういう技術、新しい技術のものを開発されたものも、今後において、必要な時には採用するということも、これも当然ありかなとは、当然、思います。ただ、今、それがあから、今のものを、すぐ取り替えるとか、そういうことは、これはちょっとね、全体の、先ほど言いましたように、本当に道路管理というのはお金がかかる、ますますお金がかかっております。今後、佐用町が、こうした生活にとって、絶対必要な道路、水道、下水道、こういうものを、きちっと維持管理していくということ、このことが行政の、それは責任ではありますけれども、これは大変事業、費用がかかる大きな町民全体の大きな負担がかかるということ、このことだけは、ぜひご認識いただきたいと思います。以上。

〔大内君 挙手〕

議長（千種和英君） 大内将広議員。

5 番（大内将広君） どうもありがとうございました。
以上で、私の質問を終わらせていただきます。

議長（千種和英君） 大内将広議員の発言は終わりました。
続いて、2 番、森脇裕和議員の発言を許可します。森脇裕和議員。

〔2 番 森脇裕和議員 登壇〕

2 番（森脇裕和君） 2 番議席、森脇裕和です。

今日は、空き家対策について、お伺いいたします。

以前から特定空家等の問題はありますが、このたびは、空き家の発生抑制ということでお伺いします。

特に、放ったらかしの空き家について、伺いたいと思います。

私も議員以外の仕事もしております。その仕事の 1 つで、家の片づけをすることがあります。空き家の家財道具を全て処分したり、あと庭木を全て切ったりですが、これは、今後、ここには誰も住まないの、ご近所に迷惑がかからないようにしたいとか、売りたいが、そのためには、家の中を空にしないと売れないからということなんです。

空き家バンクに登録するには、片づけは必要ないようですが、写真を掲載する場合、やはりジャングルのような庭やったり、家財道具がそのままの部屋では、成約は難しいかなというふうに思います。

また、空き家バンクを通さなくても、売買契約する場合でも、やはり家財道具があるとでは、かなり成約の確率が違うそうで、あると、ほとんど売れないというような話も聞いたことがあります。

そこで、最近も、東京の方から相談がありました。佐用町に住んでいた方が亡くなったので、家の片づけをお願いできないかということでしたが、私、見積もりに行って、費用が、これくらいかかりますという話をしたところ、かなり悩まれておりました。

そういうことで、諦めて、放ったらかしにされる方が多いのではないかと思います。これ、その自治会の方も、かなり心配しているようです。

そこで、何か支援できることはないのか調べてみたのですが、佐用町空家等対策計画を見ても空き家の発生抑制ということでの金銭的な支援はありません。そこで、他の市町はどうかと見たら、たつの市で「空き家家財道具等撤去費支援事業」というのがありました。私は、まじめに近所に迷惑がかからないようにと考えて悩まれている方、このような方には、このような支援は必要と考えます。また、空き家が少しでも増えないのは佐用町にとっても有益ではないかと思います。

そこで伺います。

1、空き家の件数と、そのうち空き家バンクに登録している件数の割合は、どのように推移しているか。

2つ目、佐用町空家等対策計画に危険空き家相談件数というのがありますが、それ以外で空き家に関しての相談は、どのような内容があるか。また、どのような対応をされていますか。

3つ目、これは、仮定の質問で答弁が難しいかもしれませんが、2の質問の中の相談で、たつの市のような支援事業があれば解決できるような相談はありましたか。

4つ目、たつの市の空き家家財道具撤去費支援事業のような事業は必要と考えますが、当局の見解を伺います。

以上、再質問は所定の位置から行います。

議長（千種和英君）

庵途町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君）

それでは、森協議員からのご質問でございます。空き家対策についてのご質問にお答えをさせていただきます。

本町における空き家対策は、佐用町空家等対策計画に基づきまして、①空き家等の発生の抑制、②空き家等の適正管理、③特定空家等に対する措置、④空き家等の利活用の促進の4つの基本方針のもと進めているところでございます。

初めに、1点目の空き家の件数と空き家バンクに登録されている件数、割合の推移ということについてでございますが、まず、空き家の件数につきましては、令和2年度の佐用町空家等対策計画策定の際に実施をした調査結果によりますと、その時の空き家件数は1,039件となっております。

現在の空き家件数、実際の空き家件数は、その間、4年、5年たちますと、世帯数の減少などから令和2年度に比べて、当然、増加をしているというふうに推測をされるわけですが、実際の最新の件数については、来年度に、改めて、これを、調査を実施す

る予定でありまして、空家等対策計画の見直しの際に、また、ご報告をさせていただきたいと思います。

次に、空き家バンクへの登録件数についてでございますが、平成 28 年度から空き家バンク制度が施行され、空き家バンクへの登録件数は増加傾向にあります。近年の具体的な件数は、令和元年度が 6 件、令和 2 年度が 15 件、令和 3 年度が 18 件、令和 4 年度が 23 件、令和 5 年度が 27 件、令和 6 年度が 25 件となっており、直近の 3 年間では、概ね 20 件台で安定的に登録が続いております。空き家バンクの認知度の向上によりまして、以前より空き家の利活用が進んできている現状にあらうかと思えます。

次に、2 点目の危険空き家の相談以外の空き家に関しての相談内容と、その対応ということについてでございますが、空き家に関するご相談で特に多いのは、危険空き家に関するものでありますが、次いで多いのが、将来的に空き家になる可能性がある住宅を所有している方からのご相談であります。「空き家になる前にどのような準備をしておくべきか」といった質問が多く寄せられております。令和 5 年度から開催しております空き家相談会でも、相談者の半数以上がそのような「これから空き家になる可能性のある家」を所有されている方でございます。これらの相談には、空き家が将来的に危険空き家にならないよう適切な維持管理をお願いするとともに、相続登記など法的手続きを早期に行うよう助言を行っているところであります。

次に、3 点目のたつの市のような支援事業が有れば解決できるような相談はあったかということについてでございますが、現時点では、個別の相談において、たつの市のような支援制度があれば解決できるというような相談は把握はいたしておりません。佐用町の空き家バンクでは、登録する際に、家財道具の撤去が登録の条件ではなく、家財が残っていても登録は可能であります。このため、支援事業の有無が空き家バンクの登録件数に影響を与えるというような状況はありません。

最後に 4 点目の、たつの市の空き家家財道具撤去費用支援事業のような事業に対する町としての見解ということについてでございますが、私も、このたつの市の空き家の家具等、撤去の助成要綱というものを見させていただきましたが、この要綱につきましては、空き家バンク等を活用して、賃貸契約が成立した場合に、その撤去費用の処理費用の 2 分の 1、上限 10 万円を助成するというものになっておりまして、空き家バンクに登録をして、さらに、成立、契約ができた時に、多分、その契約者の方に対して、空き家バンクを買った人に対して助成をするというような制度ではないかなというふうに見ております。

そういうことで、空き家バンクそのものへの登録段階におきましては、これが大きく影響を与えるものではないというふうに思います。

また、こうした家具とか、そういうものの、今、森協議員からのお話のように、確かに、その残された方、その相続された方、これは、やはり大きな負担になることは、家具の処理とか、言わば、家財の処理、大きな負担になることは間違いないというふうに、私も思うんですけども、ただ、こういう家財だけではなくって、家そのものがそうですし、田んぼや畑や、そういうもの全てが皆さん相続されて、それがまた、相続者の負担になっていることは、確かでありまして、まず、家財等、そういうものというのは、その所有者、相続者が、これは、責任を持って自分の家族のものとして、処理をしていただくということが、当然、原則ではないかというふうに思いますので、町といたしまして、現段階において、今の制度の中に空き家の家具、道具、撤去費用に対する支援制度と言われるもの。そういう制度について、今まで検討したことはありませんが、今後、すぐに、これを、そういうものを取り入れるということについては、ちょっと、慎重に、これは考えざるを得ないというふうに思っております。

特に、町といたしましては、空き家バンク登録に対する支援、これは、やはり佐用町か

ら出られて、都会におられて、親が亡くなられたりして、その後、どうしようかということで、それも、まだ、先ほど申しましたように、まだ空き家になっていない。全面的なね、入院されたり、当然、今後、何年かのうちには、空き家になってしまう。これを、どうしたらいいかなという、その段階、その段階のご相談が非常に多いということを、担当者からも聞いておりますので、そういう方々に対して、しっかりと、ご相談内容、特に、登記の問題とか、また、空き家バンクを活用していただいた時に、今の状況、空き家バンクを活用して、処分されるという、これに対して、町ができる限りのいろんな支援をさせていただくということ、ぜひ、相談をいただくという、こういうことを、継続して取り組んでいくことが大事かなというふうに思っております。

そのためにも、広報活動や空き家相談会を通して、空き家の発生は仕方ないんですね。空き家が発生しても、それが、ずっと放置されない、そういうような状況にしていけるということ、これを心がけていくことが重要かというふうに思っておりますので、今後とも、いろんな面で、そういう制度上の面の改善も含めて、改正も含めて、十分、検討はしていきたいと思っておりますけれども、ぜひ、また、いろいろと、いろんな情報のほうもいただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

この場の答弁とさせていただきます。以上です。

〔森脇君 挙手〕

議長（千種和英君） 森脇裕和議員。

2 番（森脇裕和君） はい、ありがとうございます。

私的には、結構、前向きな答弁だったのかなと思って、感謝しております。

で、その中で、先ほど、空き家相談会というのがあったんですけども、これ今年度というか、今後、相談会というのは予定されているのかということ伺います。やはり、どうしてもしたらよいか分からない人というのが、かなりたくさんいると思ひます。

積極的に相談会を開催していただきたいし、また、相談会以外でも相談したい場合は、どうすればいいのか。せっかくですから、テレビ放映していますので、1 人でも多くの町民の方に知っていただきたいと思ひるので、そういった予定があれば、答弁お願いします。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（千種和英君） 諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪 弘君） お答ひします。

空き家の相談会でございますけれども、令和 7 年で、10 月の 24 日の金曜日、午前 10 時から午後の 3 時まで、佐用町役場のほうで予定をしております。参加定員でございますけれども、一応 14 組という形で受付をさせていただきたいなと思ひしております。この件につきましては、また、広報の 10 月号、それから、また、防災無線等でお知らせもさせていただきたいというふうなことを思ひしております。

この相談会でございますけれども、空き家バンクの制度については、商工観光課、私どもで受付をさせていただきます。また、空き家の税金でありますとか、そういったところには税務課、それから農地、それからは山林の問題もでございますけれども、その分については、また、農林振興課、この 3 課と一緒に、この相談会のほうをさせていただきたいと思ひしております。

また、司法書士の先生にも来ていただいて、登記とか難しい問題がございますので、そのあたりも先生と相談しながら、皆さんの空き家に対する問題について、相談を受けたいというふうなことを思っております。

まあ今後でございますけれども、いろいろと、高齢者施設等には入所されている方もたくさんいらっしゃいますけれども、そういった方も空き家について、ご家族の方も非常に心配されていると思います。そういった、高齢者の施設の方にも、また、そういった家族の方にも、こういった相談会があるというのもお知らせのほうをさせていただきたいと思っております。

この相談会は、1日ではございますけれども、日頃から、商工観光課の定住・空家対策室のほうで、こういった相談について受け付けをしておりますので、日頃から、相談のほうに来ていただいたら、空き家について、また、一緒になって、対策のほうを考えさせていただきたいと思っております。以上でございます。

〔森脇君 挙手〕

議長（千種和英君） 森脇裕和議員。

2 番（森脇裕和君） ありがとうございます。

それで、先ほどから、結構、田んぼとかという、田んぼとか畑とかという話があるんですけども、もう1点、空き家の売買の時なんですけど、佐用町のような田舎だと、やっぱり家以外に、先ほど言った田畑が一緒についてくる場合が、よくあります。その場合、農地法第3条で、農地の所有権移転する場合、農業委員会の許可が必要ということで、その許可が出ない場合があるそうです。そのために、成約の寸前で駄目になったという話を聞いたことがあります。せっかく、空き家が1件なくなるのに、空き家、そのまま放置、そのままいくと、空き家がそのまま放置するようになってしまいます。

個人的には、農業委員会の方、何を考えていらっしゃるのかなとは思いますが、いろいろ、条件があるとか、いろいろあると思うんですが、売主は、多分、百姓をするつもりはないでしょうし、放棄地になるだけじゃないかなというふうに思います。それなら、所有権移転して、新しい所有者に見てもらっても一緒じゃないかというふうに思うんですが、いかがで…、ああっと、ごめんなさい、まだです。

空き家の担当は、商工観光課ですよ、農地については、農林振興課、こういった場合、横の連絡というのは、どうなっているのかということと、法を曲げるわけにいかないの、特例とか、何か方法がないのか、ちょっと、伺います。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（千種和英君） 諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪 弘君） はい、お答えします。

空き家バンクの登録に当たっては、宅地、それから田畑、山林などを記載をしましたですね、名寄帳というのがございますけれども、そういった形で、農地というの、まず、把握をしております、宅地、空き家と合わせて農地も空き家バンクのほうに登録のほうは、ちょっと、進めさせていただいております。

それから。先ほども言われましたように、農業委員会のほうに申請をして、契約の手続きとかができるかどうかというのは、農林振興課のほうとも、こちらのほうから連絡を取

りまして、そういった申請ができるような形で、手続きのほうもさせていただいております。

農林振興課長、補足をお願いします。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（千種和英君） 井土農林振興課長。

農林振興課長（井土達也君） それでは、農業委員会の事務局を、農林振興課内で持っておりますので、農業委員会の立場で答弁させていただきたいというふうに思いますが、これまで、私、農業委員会の事務局長させていただいて、4年ぐらいになりますけれども、所有権移転の農地法第3条の許可申請ということになります。そこで、お断りしたケースは、ちょっと記憶にございませんで、恐らくは、そのもう少し前か、それ以前に、ご相談いただいた時に、これは該当になりませんよってというケースではなかろうかというふうに思います。

許可できない場合も、確かにございます。具体的に申しますと、農地法第3条、農地を所有するためには、その農地を耕作できる、農業経営できるということが条件になってございます。今、農地の所有者も自分で耕作できないので、担い手の方に農地を貸して、利用権というものを設定されておられる方もたくさんいらっしゃるんですけども、その貸すために農地を所有する。取得するわけにはいかないというふうに、今の時点の法律では決まっておりますので、恐らく、そのあたり抵触して、認められないケースが出てくるのかなというふうには思います。

ただ、先ほど議員もおっしゃられたとおり、こういうあの田舎で空き家に入る。その楽しみの1つが野菜づくりであったり、家庭菜園でもあろうと思います。こちら、農地を取得する条件、令和5年の4月から、それ以前は、佐用町の場合は3,000平米以上、農地を所有していない、3,000平米以下の農地を新たに所有することはできないという農地法の決まりがございましたが、これ法律の改正で、今、一平米からでも農事取得していただけますので、ご自分で耕作されると、耕作される能力がある場合に限ってですけども、わずかな面積からでも農地は取得していただけますので、そういったところも含め、ご相談いただければ、ご自分で耕作される場合は、まず取得していただけるというふうな制度になってございます。以上です。

〔森脇君 挙手〕

議長（千種和英君） 森脇裕和議員。

2番（森脇裕和君） ありがとうございます。

私も、ちょっと、実際のところ、人から聞いて、こんなのがあったと聞いただけなので、今のところないということなので、今後も、もし、あれば、そういうのがあれば、相談させていただきたいというふうに思います。

ただ、その相談なんですけども、この佐用町空き家等対策計画の中の第4章の空き家対策における施策のところ、第1節、空き家等の発生抑制のところ、空き家等相談窓口というのがあるんですけども、これ、その下で相談窓口で空き家やったら商工観光課、危険空き家が企画防災課、所有者の確認と固定資産税とかは税務課、相続の調査は住民課、あと雑草、不法投棄、ごみ等も住民課、耐震診断とか、ブロック塀などの安全対策とかい

うのが建設課で、個人情報上の課題整理、弁護士の相談等が総務課というふうになっておるんですけれども、ここに農林振興課が入っていないので、もし、相談窓口、先ほどから、結構あったんでね、農林のほうで、1つつけ加えたらどうかなというふうに思うんですけど、どうでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（千種和英君） 諏訪商工観光課長。

商工観光課長（諏訪 弘君） はい、お答えします。

空家対策計画、令和2年度に作成をしております。

この時に危険空き家につきましては、企画防災課ということでございましたけども、今現在は、危険空き家につきましても商工観光課のほうで相談のほうを受付しております。

先ほど、議員が言われました農地関係の話もございます。この件につきましては、次回、また、改正しますので、農林振興課も、そういった（聴取不能）の中に一緒になって、相談を受け付けのほうさせていただくような形で、訂正をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

〔森脇君 挙手〕

議長（千種和英君） 森脇裕和議員。

2番（森脇裕和君） 先ほどの、この農地法の件については、多分、私も、つい最近聞いて、あまり調べずにしゃべっていますので、今後、次回とか、その次とかぐらいに、また、これで、ちょっと、質問のほうさせていただきたいと思います。

後は、答弁のほうも、町長の答弁も結構、前向きだというふうに、私は受け取ったので、今後、やはり困った方というのが、少しでも相談に乗っていただいて、困った方が助けていただけるように、お願いして、私の今日の質問は終わりたいともいます。ありがとうございます。

議長（千種和英君） 森脇裕和議員の発言は終わりました。

お諮りします。あと、4名の方の質問が残っておりますが、本日の日程は、これにて終了したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めますので、これをもちまして、本日の日程を終了します。

次の本会議は明日6月11日、水曜日、午前10時より再開します。

本日はこれにて散会といたします。お疲れさまでした。

午後03時11分 散会
